

官報

号外 平成十八年四月十一日

○第一百六十四回 衆議院会議録 第二十一号

平成十八年四月十一日(火曜日)

議事日程 第十五号

午後一時開議

平成十八年四月十一日

第一 國際民間航空条約第五十六条の改正に関する千九百八十九年十月六日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件

第二 國際水路機関条約の改正議定書の締結について承認を求めるの件

第三 國際海事機関条約の改正(簡易化委員会の設置)の受諾について承認を求めるの件

○本日の会議に付した案件

日程第一 國際民間航空条約第五十六条の改正に関する千九百八十九年十月六日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件

日程第二 國際水路機関条約の改正議定書の締結について承認を求めるの件

日程第三 國際海事機関条約の改正(簡易化委員会の設置)の受諾について承認を求めるの件

午後一時二分開議

○議長(河野洋平君) これより会議を開きます。

書

〔本号末尾に掲載〕

日程第一 國際民間航空条約第五十六条の改正に関する千九百八十九年十月六日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件

日程第二 國際水路機関条約の改正議定書の締結について承認を求めるの件

日程第三 國際海事機関条約の改正(簡易化委員会の設置)の受諾について承認を求めるの件

○原田義昭君 登壇
ただいま議題となりました三件につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。
まず、國際民間航空条約改正議定書について申し上げます。

國際民間航空機関は、昭和十九年に作成された國際民間航空条約に基づき、國際民間航空の安全かつ整然たる発展を確保することを目的として設立されたものであります。国際連合の専門機関の一つであり、その加盟国の数は、我が国を含め百八十九カ国に達しております。

國際民間航空機関の航空委員会の委員の数については、これまで十五名の委員から構成されておりましたが、平成元年十月にモントリオールで開催された第二十七回総会において、委員数を十九名に増加することを定める本議定書が作成されたものでございます。

次に、國際水路機関条約改正議定書について申し上げます。

近年、急速な情報技術の進展により、水路業務をめぐる状況は大きく変化しております。このようない状況に対応するため、国際水路機関をより柔軟かつ迅速な意思決定が可能な近代的な組織とすことが求められ、平成十七年四月、モナコで開催された第三回臨時国際水路会議において本改正議定書が採択されました。

本改正議定書は、これまで国際水路機関の内部機関であった国際水路会議及び国際水路局にかえて、新たに総会、理事会、財政委員会、事務局及び補助機関を設置することにより、機関の意思決定の迅速化、予算、財政の透明化及び円滑な組織運営を図ろうとするものでござります。

最後に、国際海事機関条約一九九一年改正について申し上げます。

国際海事機関は、国際航海に従事する船舶の入出港に係る手続や書類のさらなる削減等を検討するため、昭和四十七年の理事会決議により理事会のもとに簡易化委員会を設置しております。しかし、同委員会が国際海事機関条約上認められた正式な委員会でないため、専任の事務局スタッフを置けないなど、委員会の運営に制約がありました。そのため、平成三年十一月に開催された総会において、同委員会を正式な委員会と改組することとその機能を強化することと決定したものであります。

以上の三件は、去る三月三十日外務委員会に付託され、翌三十一日麻生外務大臣から提案理由の説明を聴取し、四月七日、質疑を行い、討論の後、採決を行いました結果、いずれも全会一致をもって承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（河野洋平君） 三件を一括して採決いたしました。

三件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野洋平君） 御異議なしと認めます。

よつて、三件とも委員長報告のとおり承認することに決まりました。

○中山泰秀君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出 都市の秩序ある整備を図るために都市計画法等の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長（河野洋平君） 中山泰秀君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野洋平君） 御異議なしと認めます。

よつて、日程は追加されました。

○議長（河野洋平君） 都市の秩序ある整備を図るために都市計画法等の一部を改正する法律案を議題とし、内閣提出を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長（河野洋平君） 中山泰秀君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野洋平君） 都市の秩序ある整備を図るために都市計画法等の一部を改正する法律案を議題とし、内閣提出を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長（河野洋平君） 都市の秩序ある整備を図るために都市計画法等の一部を改正する法律案を議題とし、内閣提出を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○林幹雄君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過

及び結果を御報告申し上げます。

本案は、都市の秩序ある整備を図るために、都市計画制度の見直しなど所要の措置を講じようとしたします。

○議長（河野洋平君） 御異議なしと認めます。

よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野洋平君） 御異議なしと認めます。

よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長（河野洋平君） 住生活基本法案（内閣提出）の趣旨説明

第三に、公共公益施設や市街化調整区域内の大規模開発について、開発許可制度の見直しを行うこと、

第四に、大規模集客施設の整備による商業等の利便の増進を図るために、開発整備促進区を地区計画に定めることができます。

本案は、去る三月十六日の本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、本委員会に付託され、翌十七日北側国土交通大臣から提案理由の説明を行いました。二十九日質疑に入り、同日視察を行い、四月四日参考人からの意見聴取を行い、翌五日質疑を終了いたしました。

本日、本案に対し、日本共産党及び社会民主党・市民連合から修正案が提出され、趣旨の説明を聴取した後、採決いたしました結果、修正案は賛成少数で否決され、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（河野洋平君） 都市の秩序ある整備を図るために都市計画法等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○議長（河野洋平君） 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は

委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野洋平君） 御異議なしと認めます。

よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長（河野洋平君） 住生活基本法案（内閣提出）の趣旨説明

○議長（河野洋平君） この際、内閣提出、住生活基本法案について、趣旨の説明を求めます。国土交通大臣北側一雄君。

〔國務大臣北側一雄君登壇〕

○議長（河野洋平君） 住生活基本法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

これまで、我が国の住宅政策は、住宅建設計画法のもと、公的資金による住宅の新規供給の支援を通じて、戦後の住宅不足の解消や居住水準の向上に一定の役割を果たしてまいりました。

しかししながら、近年の急速な社会経済情勢の変化に応じて、現在と将来における国民の豊かな住生活を実現するためには、住宅の量の確保を図るこれまでの政策から、住宅セーフティーネットの確保に配慮し、健全な住宅市場の環境整備と、居住環境を含む住宅ストックの質の向上を図る政策へと本格的な転換を図り、新たな住宅政策の基本となる制度を構築することが大きな課題となつております。

この法律案は、このような趣旨を踏まえ、住生活の安定の確保と向上の促進に関する施策について、その基本理念、国等の責務、基本的施策、住生活基本計画その他の基本となる事項を定め、住

官報 (号外)

生活の安定の確保と向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もつて国民生活の安定向上と社会福祉の増進を図り、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とするものでござります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、住生活の安定の確保と向上の促進に関する施策の推進について、その基本理念を定め、国、地方公共団体及び住宅関連事業者の責務を明らかにすることとしております。

第二に、国と地方公共団体が講ずべき、住生活の安定の確保と向上の促進に関する基本的施策を定めることとしております。

第三に、政府が定める全国計画と都道府県が定める都道府県計画から成る住生活基本計画を策定することとしており、この計画を実施するため、国、地方公共団体等が講ずべき措置について定めることとしております。

第四に、住宅建設計画法を廃止することとしております。

その他、これらに関連いたしまして、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、住生活基本法案の趣旨でございます。
(拍手)

【吉田六左エ門君登壇】

○吉田六左エ門君 吉田であります。六左エ門でございます。

私は、自由民主党を代表し、建築を学んだ者の一人として、強い思いを込めて、住生活基本法案に係る趣旨説明に対し質問をさせていただきまます。(拍手)

皆さん、二十世紀の初め、多くの建築家は未来的な都市を夢見ました。その未来都市の夢の中心は集合住宅という新しいビルディングタイプのものであり、現在のアパート、マンションの原型になります。この発想は、フランス人建築家ル・コルビジェらによってでき上がったものであります。今こそ、住宅政策は、成熟国家として、量の確保から住環境を含めた質の向上を目指すよう、パラダイム転換を図るべきです。そして、そのためには、住宅政策こそ、若者、高齢者、障害者などの社会的弱者も含め、すべての国民が生き生きと暮らせる地域社会を再生するための最も重要な課題であると認識しなければなりません。

私は、この政策転換の象徴として、一つのエグザンブルとして、江東区にある東雲キャナルコートを挙げたいと思います。これは、都市再生機構の賃貸住宅であります。これまでの公団住宅の常識を打ち破り、都心居住のための全く新しい集合住宅をつくるのだとが、これまでの公団住宅の常識を打ち破り、都心居住のための全く新しい集合住宅をつくるのだという建築家たちの発想を取り入れたものであります。居住者すべてが健康で人間らしい生活を営むことのできる地域社会をつくることを目指して建築されており、建築家の発想が一人一人が健健康明るくはつらつと暮らせる住宅をつくり、町をつくり、ひいては地域をつくることができる確かなあかしでもあります。子供がキヤナルコートでは最近ふえつつあるというデータも聞かされていました。

さらに、私は、このような住宅政策の本格的な転換こそが今回の住生活基本法の根幹であると信じ、政府の意気込みを高く評価するものであります。そこでまず、なぜ今、住生活基本法を制定しようとするのか、その趣旨、ねらいについて国土交通大臣の所見を伺います。

また、国が住生活基本計画を定めることとされおり、豊かな住生活を目指すため、今後どのような政策の柱を立て展開していくお考えか、国土交通大臣の所見を伺います。

地域の住環境を含めて整備することが重要であります。職住近接による子育て、家庭の団らん、地域交流等の時間的なゆとりと文化活動やショッピングを重視した生活を求める都心居住や町中居住を進めることが重要な課題であると思います。

住宅政策を進めるに当たっては、中心市街地の活性化など、まちづくりと一体になつた政策の推進が必要不可欠と考えます。この点について国土交通大臣の御所見を伺いたいと思います。

天下国家という言葉を我々はよく使います。中國古典をひもときますと、孟子の言葉に、「天下の本は國にあり、國の本は家にあり、家の本は身にあり」とあります。だからこそ、今回、住生活基本法を制定し、さらに、そのダイナミックな運用を真つ正面の北側大臣に期待したいと思つてゐるのであります。國民一人一人が常に豊かに住生活が実現できる住まいと住環境をつくり、今後の日本社会を支える基とすることを強く要望申し上げさせていただいて、ここからの自由民主党を代表しての質問とさせていただきます。

御清聴感謝いたします。ありがとうございます。

（拍手）

〔國務大臣北側一雄君登壇〕

○國務大臣（北側一雄君） 吉田議員にお答え申します。

まず、住生活基本法を制定する趣旨についてお尋ねがございました。

官 報 (号) 外

我が国の住宅政策は、戦後の深刻な住宅不足を背景に、住宅設計計画法に基づく五ヵ年計画のもと、住宅の新規供給の支援を基本としてまいりました。

しかし、人口減少社会が到来する今日、住宅の量の確保を図る政策から、住環境を含めた住宅の質の向上を図る政策へと転換する必要がございます。

このため、現行制度を抜本的に見直し、新たな計画制度を創設するとともに、国、地方公共団体、事業者や住民の意識を高め、豊かな住生活の実現に向けた長期的かつ一体的な取り組みを推進するため、住生活基本法を制定しようとするものでございます。

次に、今後の政策の柱立て及びその展開についてお尋ねがございました。

住生活基本法案においては、住宅の品質、性能の維持向上、地域における良好な居住環境の形成、既存ストックの活用や消費者利益の保護を図る住宅市場の環境整備、住宅困窮者の居住の安定の確保の四つを主要な柱とし、それぞれの基本理念及び基本的施策について規定しているところでございます。

今後、国及び地方公共団体は、これらに基づき具体的な施策を強力に推進するとともに、住宅関連事業者、居住者等住生活に係るすべての関係者

相互の連携協力が図られるよう努めてまいります。

三点目に、住宅政策とまちづくりの関係についてお尋ねがございました。

少子高齢社会の進展や人口減少社会が到来する中、高齢者でも暮らしやすい、にぎわいのある町を再構築する観点から、既存ストックを有効に活用し、必要となるさまざまな機能がコンパクトに集積したまちづくりの推進が重要な課題となっています。

先ほど、都市計画法の改正につきましては、衆議院の方で可決をちょうだいたしました。

このため、住宅政策としては、中心市街地の活性化等地域におけるまちづくりの取り組みと一体となつて良好な居住環境の形成を図る観点から、町中居住の推進など、地域におけるさまざま二ースに応じた住宅政策の総合的な推進に努めています。（拍手）

○議長（河野洋平君） 長安豊君。

〔長安豊君登壇〕

○長安豊君 民主党の長安豊でございます。

ただいま議題となりました政府提出の住生活基本法案について質問いたします。（拍手）

先週のことではありますが、小泉総理の在任期間が、佐藤栄作元総理、吉田茂元総理に次いで戦後歴代三位になったとのニュースがありました。小泉総理着任の時期は、私がちょうど国会議員を志し、政治活動を始めた時期と重なります。多くの歴代三位には、小泉総理の誕生に熱狂し、政治への期待に胸を膨らませた時期であります。

以来五年近くにわたって、小泉総理は我が国の中、政治活動を始めた時期と重なります。多くの歴代三位には、小泉総理の誕生に熱狂し、政治への期待に胸を膨らませた時期であります。

トップリーダーとして国政の最高責任者の地位にあり、一方、私は国会議員として、こうして国民を代表して質問をする立場になりました。

この五年間、小泉総理は、小泉改革と称して幾つかの制度のリフォームをしてきました。道路公団、年金、郵政など、小泉総理が手がけた、記憶に残る幾つかの改革はあります。しかし、残り少ない任期となつた総理に申し上げたいことは、それらの改革で、果たして日本が安心して暮らせる国になつたのか、どれだけの日本国民が五年前より幸せになつたのか、そして、その改革の過程でどれだけの人が傷つき、不幸になつてきたかということです。

総理は、就任当初、米百俵の精神を説き、国民に耐えることを求めました。多くの国民は総理を支持し、ともに耐えたかもしれません。最近になつてようやく、日本経済全体としては景気が回復しつつあり、株価も上昇するなど、一見すると、改革の成果があらわれ、耐えてきたかいがあつたと早合点する見方もあります。

しかし、改革の成果とは何でしょうか。GDPがふえること、デフレが解消されること、株価が上がるることはもちろん大切ですが、政治の最終目標はそのようなものではありません。いかに国民を幸せにするか、私はそれこそが政治の役割であると考えています。

国民の幸福に無関心な政治をこれ以上続けさせることはできません。小沢新代表のもの、近い将来、民主党は必ず政権交代をなし遂げることをお約束して、具体的な質問に入ります。（拍手）

衣食住と言われるよう、住宅は国民生活の最も基本的な要素の一つであります。昨今、社会に

おける格差の拡大と固定化が問題となる中、住宅政策においても、この現象にしっかりと対応する必要があるものと考えます。一方、今回の住生活基本法案では、市場機能の活用がうたわれ、ふえつつある社会的弱者への配慮が軽視されているのではないかという懸念を持ちます。

小泉総理は、これまでの国会での答弁の中で、格差の拡大は必ずしも悪ではないという見解を示されていますが、これに関連し、国土交通大臣には二点お伺いします。

第一に、今回の基本法制定により、国民にどのような住生活を保障しようとしているのか、また、国民が長く安心して暮らせる社会をどのように形で築こうとしているのか。法の理念について、国民にわかりやすく御説明願います。

第二に、格差論に関連して、これまで公的住宅等が果たしてきたセーフティネットとしての機能について、今後どのように位置づけようとしているのか、答弁を求めます。

は、政府の無定見と怠慢と言ふべきであります。

これまでの住宅政策に関して、以下二点についてお伺いします。

第一に、平成十七年度末で終了した第八期までの住宅建設五ヵ年計画を中心展開されてきたこれまでの住宅政策をどう評価、総括するのか。第二に、今般の住生活基本法の制定による住宅政策の転換は遅きに失したのではないか。答弁を求めます。

住まいにかかる最近の大きな問題として、昨年末に発覚した耐震強度偽装の問題があります。これは、我が国の住宅政策が質について余りにも無頓着であったことを端的に示す問題でもあります。不況になるたびに、内需拡大の手段として住宅取得への税制優遇や住宅金融の拡大が図られ、あるべき住宅政策を真剣に検討することもなく、住宅関連業者の中には、品質の確保、向上よりも、有利な条件の間に住宅販売を進めようというインセンティブが働きました。消費者においても、自分のライフスタイルに合わせて住宅を選ぶことができず、政府の支援策や金利動向を見て住宅取得の時期を左右されるという時代が続いてきました。

耐震強度偽装問題の背景には、供給量をふやすこと、消費者にどんどん持ち家を取得させることを政策目標としてきたことがあります。既に十分なストックがあるのであれば、そのストックを生かすこと、全体の品質を向上させることが優先すべき政策課題であったはずであります。

耐震偽装問題は、単に建築士制度の問題や住宅にかかる業者のモラルの問題ではなく、これまでの住宅政策そのものでたらめさを背景とし

て、半ば必然的に成立した犯罪ではなかつたのではないでしょうか。

以下、耐震強度偽装問題に関連して、二点お伺いします。

第一に、耐震強度偽装問題発生を許した政策的な背景をお伺いします。個別主体の責任問題とは別に、偽装の発生を招き、それを発見できなかつた原因、政府としての責任についてどう考えていいのか。

第二に、いまだ一千万戸を超える耐震性能が不足していると言われる住宅について、今後どのような対策をとっていくのか。今回の住生活基本法のもとでも、二重基準で長く放置されることになるのか。答弁を求めます。

これから住宅政策においては、人口、世帯ともに減少していくことが予想される中、住宅ストックの充実を図らなければなりません。これまでの住宅政策は、住宅の新規供給の支援に偏り、また、累次の経済対策において内需拡大の手段として乱用されるなど、理念や計画性に全く欠けたものであります。

今後、政策として住宅の質を向上させていくためには、これまでのようないわゆるアウトプットを目標としたマネジメントコントロールから、アウトカム、すなわち成果を目標としたコントローラーに転換しないなければならないことについて

は成功しているとは言えません。

そこで、以下三点についてお伺いします。

第一に、住生活基本計画の目的を達成するため

に、成果指標の中身と目標水準の設定が重要なと考えますが、どのような目標をどのような水準で設定するつもりなのか。また、省エネルギー化や国産木材の利用推進など、重点化すべき目標と一般的なベンチマーク指標を区別して設定するなど、国民や自治体が政策意図を正確に理解できるよう工夫が必要だと考えますが、どのような具体的方策を考えているのか。

第二に、全国計画と都道府県計画において、成績指標の連携、あるいはそれに連動するアウトプット指標の連携が図られなければ、目標は絵にかいたもちとなってしまいます。が、全国計画と都道府県計画の連携についてどのように担保されるのか。

第三に、住生活基本計画における政策評価の目的是、マネジメントを機能させることにはかならぬとされます。その最大のポイントは、評価を踏まえて計画を的確に修正できるか、また、インプット、すなわち投入する予算や人員を機動的に配分できるかということだと考えますが、この点についてのどのような具体的な方策を検討されているのか。

以上、答弁を請求します。

私は、住宅に関する基本法の制定そのものに反対しているわけではありません。しかしながら、ここ数年、公團や公庫などの改革が明確な理念を示さないまま、ただ官から民へというかけ声のものに先行し、少なからず住宅購入を考える人たちを混乱させてきたことを考へると、個別法の改正に先立つて、国として住宅政策をどう考へるかと

す。

小泉総理の五年間を振り返ると、まさに理念なき政策メニューが並んだシヨーケースのようあります。一見 小ぎれいなメニューが並んではいますが、そのいずれもが、アメリカから持ってきたレトルトをレンジでチンしただけの、心のない空虚な料理のようであります。

私たち民主党は、小沢新代表のもと、心のこもった中身のある本当の改革メニューを掲げ、政権に挑むことを最後にお誓いして、私の質問を終ります。（拍手）

〔國務大臣（北側一雄君登壇）
○國務大臣（北側一雄君） 長安議員にお答えいたします。〕

基本法の制定により、豊かな住生活をどのような形で実現するか、法の理念についてお尋ねがございました。

豊かな住生活は、国民一人一人の価値観、ライフスタイルやライフステージごとに異なるものでございます。したがつて、豊かな住生活の実現のためには、国民の多様なニーズに合つた、安全、安心で良質な住宅が適時適切に選択できる市場の環境整備、市場において自力では適切な住宅を確保することが困難な者に対する住宅セーフティーネットの構築を図ることが必要不可欠であると考へております。

今回の住生活基本法案は、これらの観点を踏まえた基本理念を規定しており、基本法の制定により、国民の豊かな住生活の実現を目指してまいります。

次に、公的住宅に係るセーフティーネット機能

官 報 (号外)

本住生活基本法案は、国または地方自治体が、国民が固有の権利として、人間の尊厳、人権を守り得る居住空間を確保することを保障する基本理念と責務を規定するもの、平たく言えば、国民は生きる権利としてこのことを政府に求める権利がありますが、改めて北側国土交通大臣の決意をお伺いいたします。

後藤氏らの住居法提案と時を同じくして、地方からも制定を求める声は上がっています。当時の大坂市長、関一氏は、我が国では住宅問題よりもまず都市計画が世論の焦点になつていると批判をした上で、より具体的に法案に規定すべき内容として、住居地区の改善、住宅調査、住宅供給などを列挙し、政府に制定を迫っておりまます。

関市長が最も熱心に強調したのは、当時の先進国イギリスをモデルに、文明國として必要なる最低の標準としての居住水準を定めること、そして、耐震偽装もなかつた時代に住宅監督制度を整備することでありました。

今日から見ると、関市長の積極的な提言は、驚くべき先見性を持つていたといふ以上に、国に居住水準の確保を求める一方で、危険な住宅に対する住宅監督の必要性を、地方みずからの発想でその解決に苦慮していたことは象徴的でもあります。

比べるわけではございませんが、昨今、公営住宅は建てかえのみに限定をし、全体としては戸数を減らす自治体がふえるなど、地方財政の逼迫を理由として住宅行政に積極性を失う事例をかいまることはまことに残念であります。

そうした現状を踏まえ、本法案では、国民の住

生活の安定の確保及び向上の促進に関し、国と地方自治体の役割は車の両輪のごとく必要不可欠といた前提で規定されております。国土交通省として、本法制定により地方自治体の住宅行政の何が変わるか、北側国土交通大臣の答弁を求めます。

次に、今、国民にとって最も関心の高い住宅及び住空間の安全性についてお伺いをいたします。

姉歎元建築士による耐震偽装事件だけでなく、近年はマンションを舞台とした事件の頻発や災害に脆弱な建築物など、人間として最も安全な場所であるべき住宅が危険にさらされております。阪神大震災で、六千人を超える死者のうち四四%を六十五歳以上の高齢者が占めていたことも忘れてはならない事実の一つであります。

加えて、住宅に今求められる防災・防犯機能は個人の努力の限界を超えております。これを受けて、行政の明確な意識転換が必要です。その意味で、本法案の名称を住宅基本法ではなく住生活基本法としたのは、時代に的確に対応した措置として高く評価するものであります。本法案において、国民の安全のとりでとしての住宅が確保されるためにどのような配慮がなされ、今後どのように施策が展開していくのかを北側国土交通大臣にお伺いをいたします。

次に、少子高齢化社会に入った我が国の福祉と住宅の連携について伺います。

定年後の生活にしろ、子育てにしろ、その大部分は住宅で営まれます。東京都の調査によると、介護が必要になつたとき、老人福祉施設などを希望する人は二割にすぎず、自宅での介護や生活を希望する高齢者は七割近くに達します。失業者による構想はその後どうなつたのか。関東大震災や道路・鉄道整備など都市計画の優先によって昭和十一年まで放置をされ、財團法人同潤会によって法案要綱の骨子まで作成されましたが、結局、第二次大戦突入によってそれもまた阻まれました。

戦後、法案化は建設省でも触れる程度にしか検討されず、昭和四十四年に我が国で初めて住宅基本法を議員立法として提出したのは我が公明党でございました。その後も、公明党は、平成三年までに計八回、国会に提出をいたしましたが、いずれも審議未了に終わっております。

今国会においてこそ、建設的かつ有意義な議論が行われることを心より期待して、私の質問を終ります。（拍手）

〔國務大臣北側一雄君登壇〕
○國務大臣（北側一雄君）伊藤議員にお答えいたします。

国民生活の目まぐるしい変化に伴い、バリアフリー化やシックハウス、アスベストなどへの環境対策、さらに高齢者などが暮らしやすいコンパクトシティーの形成など、より質の高い住宅への要請は、現在及び将来に向けて絶えることはないと推測をされます。こうした国民の多様な施策要求に対しても、本法案がスピード感を持って対応できるのか、北側国土交通大臣に具体的な答弁を求めることがあります。

最後に、本住生活基本法案成立にかける公明党の決意を述べて終わります。

冒頭御紹介した、後藤新平、関一氏の住居法

の構想はその後どうなつたのか。関東大震災や道路・鉄道整備など都市計画の優先によって昭和十一年まで放置をされ、財團法人同潤会によって法案要綱の骨子まで作成されましたが、結局、第二次大戦突入によってそれもまた阻まれました。

戦後、法案化は建設省でも触れる程度にしか検討されず、昭和四十四年に我が国で初めて住宅基本法を議員立法として提出したのは我が公明党でございました。その後も、公明党は、平成三年までに計八回、国会に提出をいたしましたが、いずれも審議未了に終わっております。

今国会においてこそ、建設的かつ有意義な議論が行われることを心より期待して、私の質問を終ります。（拍手）

まず、国民の権利としての居住空間の確保についてお尋ねがございました。

住宅は、国民の健康で文化的な生活にとって不可欠な基盤であり、憲法第二十五条の趣旨を踏まえ、住宅に困窮する方々を初めとして、国民一人一人の居住の安定の確保を図ることは、住宅政策の重要な使命の一つでございます。

このため、住生活基本法案においては、住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保を基本理念として明らかにした上で、国及び地方公共団体が講ずべき基本的施策について規定をしております。

今後とも、これらの規定を踏まえて、公営住宅の供給など必要な施策を講ずることにより、住宅分野における憲法第二十五条の趣旨の具体化に努めます。

官報(号外)

バーで、超党派核拡散防止タスクフォースの共同議長——は、他の五人の下院議員らと署名した書簡を、加藤良三駐米大使に送り、六ヶ所再処理工場運転開始計画についての懸念を表明した。日本政府は、二〇〇六年一月二七日、内閣府、外務省、文部科学省、経済産業省の連名で「日本政府見解」を発表し、二月一四日には、この「見解」を基礎とする返答を加藤大使がマーキー議員らに送った。

マーキー議員らは、書簡の中で「私たちは、核兵器利用可能なプルトニウムの抽出の継続が重大かつ不必要的脅威を国際的安全保障及び核不拡散にもたらすと確信しております。このため、私たちは、二〇〇六年の六ヶ所でのアクティピ試験を中止し、それを六ヶ所再処理工場の運転を延期するというより広範な合意の一環とするよう要請します。」と述べ、さらに、「私たちは、世界全体の核兵器利用可能核分裂性物質——高濃縮ウラン（HEU）及び分離済みプルトニウム——保有量を減らすと言う世界的イニシアチブの一環としてこのような措置を講じるよう日本に要請します。私たちは、これは国際社会にとって高い優先順位を持つべきものと考えます。なぜなら、このような行動が、核軍縮と核拡散防止を推進し、テロリストたちによる核兵器の獲得を防止するのに役立つからです。『余剰プルトニウムを持たないとの原則』を約束した一九九七年一二月のIAEAに対する日本声明を私たちは、高く評価します。しかし、私たちは、二〇〇三年末までに日本のプルトニウム保管総量は四〇・六トンに増大したと理解しています。商業用の増殖炉計画がなく、混合酸化物（MOX）使用計画が相当の問題に直面して

いるということを考えれば、新しい再処理工場におけるさらなるプルトニウムの分離及び蓄積は、日本の方針に反するものであることは明らかです。」

は次の通りである。

1 我が国は、核不拡散性を確保した上で、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム、ウラン等を有効利用することを國の基本方針と

しております。このような方針は、二〇〇五年一〇月の原子力政策大綱においても、複数のシナリオ分析を徹底的に比較検討した上で結果として改めて確認されている。

2 核燃料サイクルの推進に当たっては、利用目的のないプルトニウムを持たないという原則を踏まえて、透明性をいつそう向上させる我が国独自の原則として、電気事業者等は、アクティピ試験を前に、我が国のプルトニウム利用が敵に平和的目的に限られることについて内外の理解と信頼の一層の向上を図るために、プルトニウム利用計画を公表した。この公表内容は、原子力委員会により、プルトニウム利用の透明性の向上の観点から妥当であると判断されている。

3 また、六ヶ所工場においては、純粹なプルトニウム酸化物単体が存在するよう求めている。

4 なお、我が国は、非核三原則を堅持し、核不

拡散の観点から、厳格な核物質防護及び輸出管規制に基づくIAEA（国際原子力機関）保障措置及び国内保障措置の厳格な適用を確保して

きており、六ヶ所工場についても、平和利用を担保するための保障措置が適切に実施できることが国際的に認められている。

5 我が国としては、非核兵器国としてこれまで原子力平和利用の実績・経験に基づいた核不拡散と平和利用を両立させるべく、核燃料サイクル政策を推進していく考えである。

これに関連して以下の通り質問する。

1 「見解」の2で触れられている利用計画による

と、六ヶ所村で建設計画中のMOX混合酸化物燃料工場が完成する予定の二〇一二年までには、六ヶ所再処理工場で分離されるプルトニウムは蓄積され続けることになると考えられる

が、二〇一二年までにその在庫量は、何トンに達するのか。（国際的なやり方に従い、国際原子力機関（IAEA）に報告するときと同じく、「核分裂性」プルトニウムの量ではなく、全プルトニウム量で答えるよう求める。）

2 日本は、国際慣行と異なり、核分裂性プルトニウムの量だけを示すことが多いが、「非核分裂性」プルトニウムは、高速増殖炉の運転や核爆発の際に核分裂を起こさず役に立たないと

うのが政府の立場か。

3 国際原子力機関（IAEA）は、プルトニウムの有意量（一個の核爆発装置が製造される可能性を排除できない核物質のおおよその量）を、

プルトニウム238の含有量が八〇%以上のも

のを除き、その組成にかかわらず八kgとしてい

るが、これに従うと、二〇一二年までの六ヶ所再処理工場のプルトニウムの在庫量は、核兵器

何発分に当たるのか。

4 六ヶ所再処理工場では、二〇一二年以後もプルトニウムの分離が続けられ、右の在庫量に加

わることになるが、マーキー議員らの懸念に応え

えるため、六ヶ所再処理工場での在庫量が、推移するのか、毎年の在庫量を示されたい。

5 「見解」の2で触れられている利用計画に従えば、二〇一二年以後、年々どのようなレベルで

「見解」の2で触れられている利用計画に従え

るため、六ヶ所再処理工場での在庫量が、

とりわけ、「見解」の2で触れられている利用計画に従えが出た場合、六ヶ所再処理工場での在庫量は、長期に渡って増え続けることになる

が、それが何トンになれば、余剰プルトニウムを持たないとの方針に従つて、六ヶ所再処理工場の運転を中止させるのか。

6 とりわけ、「見解」の2で触れられている利用

計画に従えが出た場合、六ヶ所再処理工場での在庫量は、長期に渡って増え続けることになる

が、それが何トンになれば、余剰プルトニウム

を持たないとの方針に従つて、六ヶ所再処理工場の運転を中止させるのか。

7 テロリストによる盗取を懸念するマーキー議員らに対し、「見解」の3は、「六ヶ所工場においては、純粹なプルトニウム酸化物単体が存在することがないよう、ウランと混合したMOX粉末（混合酸化物粉末）を生成する」という技術的措置も講じられている」としている。IAEA

A保障措置用語集（二〇〇一年版）では、核爆発装置の金属構成要素に転換するのに必要な時間（転換時間）の推定を示す表において、MOXは

酸化プルトニウムと同じカテーテゴリーに入つてお

り、その時間は一～三週間となつていて。政府

は酸化プルトニウムと比べ、MOXでは懸念が

どれほど少なくなると考えるのか。また、その

理由を示されたい。

八 MOXが盗まれる可能性を減らすために、六ヶ所再処理工場ではどのような警備が行われているか示されたい。

九 米国のエネルギー省は、一〇%以上のプルトニウム含有率を持つMOXをすべて、最高レベルの保安措置を必要とする「カテゴリーI」の物質とみなし、そのようなMOXを貯蔵する施設では、武装グループの襲撃を想定して演習を行っている。施設の保安部隊に対し、その施設の保安要員とは別のグループからなる「攻撃側部隊」を組織して模擬襲撃をかける訓練である。六ヶ所再処理工場では、このような演習を行っているか、また今後行う予定はあるか示された。

一〇 米国政府は、六ヶ所再処理工場で使われているピューレックス法は、核拡散性が高いと核拡散抵抗性の高い新しい技術を開発すべきとの考えをその国際原子力パートナーシップ(GNEP)構想で打ち出している。日本は、このGNEPを支持するしながら、核拡散性の高い六ヶ所再処理工場を急いで運転しようとしているが、それは矛盾ではないか。

右質問する。

内閣衆賀一六四第一八九号

平成十八年四月七日

衆議院議長 河野 洋平殿

内閣総理大臣 小泉純一郎
衆議院議員辻元清美君提出青森県六ヶ所村理工場運転開始に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

官報(号外)

〔別紙〕

衆議院議員辻元清美君提出青森県六ヶ所村再処理工場運転開始に関する質問に対する

答弁書

一、三及び四について

お尋ねの点については、日本原燃株式会社再処理工場事業所再処理施設(以下「六ヶ所再処理工場」という)において回収されるプルトニウムの量が、六ヶ所再処理工場で再処理される燃料集合体の種類等により大きく異なるものとなることから、お答えすることは困難である。

なお、日本原燃株式会社が核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第六十六号。以下「原子炉等規制法」という)第四十六条の四の規定により、平成十八年三月三十一日付けで経済産業大臣に届け出ている使用計画によれば、平成二十年度までに六ヶ所再処理工場で生産されるプルトニウム製品量は、ウラン・プルトニウム混合酸化物(以下「MOX」という)。製品の金属ウラン及び金属プルトニウムの合計質量換算で、一万七千五百三十六キログラムである。

二について

MOXに含まれるプルトニウムのみを核爆発装置の金属構成要素に転換することは、MOXからウランを除去してプルトニウムのみを取り出す工程が必要となることから、酸化プルトニウムを核爆発装置の金属構成要素に転換する場合に比べ、より困難である。

また、御指摘の「IAEA保障措置用語集(二〇〇一年版)」の「核爆発装置の金属構成要素に転換するのに必要な時間(転換時間)の推定を示す表」においても、御指摘の「一～三週間」との記述については「純粹のプルトニウムやウランの化合物はこの範囲の最短に、混合物やスクランプは最長に位置する傾向がある」と注記され、御指摘の「核爆発装置の金属構成要素に転換するのに必要な時間(転換時間)」については

我が国は、非核三原則を堅持し、核不拡散の観点から、厳格な核物質防護及び輸出管理に関する規制を行うとともに、核兵器の不拡散に関する条約(昭和五十一年条約第六号)に基づくIAEAによる保障措置及び国内保障措置の厳格な適用を確保しており、平成十六年一月までに我

い。なお、我が国は、プルトニウム保有量を国際原子力機関(以下「IAEA」という)に報告し、かつ、これを公表しているが、透明性の向上の観点から、プルトニウム保有量のうちの核分裂性プルトニウムの数量を併せて公表している。

五及び六について

利用目的のないプルトニウムを持たないという原則を堅持すれば、我が国が保有するプルトニウムが御指摘の「余剰プルトニウム」となることはないものと考えている。

七について

MOXに含まれるプルトニウムのみを核爆発装置の金属構成要素に転換することは、MOXからウランを除去してプルトニウムのみを取り出す工程が必要となることから、酸化プルトニウムを核爆発装置の金属構成要素に転換する場合に比べ、より困難である。

また、御指摘の「IAEA保障措置用語集(二〇〇一年版)」の「核爆発装置の金属構成要素に転換するのに必要な時間(転換時間)の推定を示す表」においても、御指摘の「一～三週間」との記述については「純粹のプルトニウムやウランの化合物はこの範囲の最短に、混合物やスクランプは最長に位置する傾向がある」と注記され、御指摘の「核爆発装置の金属構成要素に転換するのに必要な時間(転換時間)」については

我が国は、非核三原則を堅持し、核不拡散の観点から、厳格な核物質防護及び輸出管理に関する規制を行うとともに、核兵器の不拡散に関する条約(昭和五十一年条約第六号)に基づくIAEAによる保障措置及び国内保障措置の厳格な適用を確保しており、平成十六年一月までに我

非核分裂性プルトニウム(核分裂性プルトニウム(プルトニウム二三九及びプルトニウム二四一)をいう。以下同じ)以外のプルトニウムの同位元素をいう。)は、軽水炉においては核分裂しにくいが、高速増殖炉などにおいて高速中性子の吸収がある場合には、核分裂性プルトニウムに比べれば核分裂しにくいものの、核分裂するものであり、御指摘のような考え方はとつて

一〇について

我が国は、非核三原則を堅持し、核不拡散の観点から、厳格な核物質防護及び輸出管理に関する規制を行うとともに、核兵器の不拡散に関する条約(昭和五十一年条約第六号)に基づくIAEAによる保障措置及び国内保障措置の厳格な適用を確保しており、平成十六年一月までに我

官報(号外)

が国政府とIAEAとの間で行われた協議の結果、六ヶ所再処理工場についても、原子力の平和利用を担保するためのIAEAによる保障措置の実施の詳細が確認された。また、本年二月にアメリカ合衆国政府が発表した「国際原子力エネルギー・パートナーシップ」(以下「GNEP」という。)は、原子力発電の世界的な拡大を許容しつつ核不拡散を確保するものである。したがって、核不拡散を確保しつつ行われる六ヶ所再処理工場の運転とGNEPは矛盾するものではない。なお、アメリカ合衆国政府からは、GNEPは原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定(昭和六十三年条約第五号)に基づく六ヶ所再処理工場における再処理に関する両当事国政府の合意に影響を及ぼすものではないとの説明を受けている。

平成十八年三月二十九日提出
質問 第一九〇号

外務省の部内連絡に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

標記案件については、既に平成十八年三月十七日に質問主意書を提出し、内閣から同年同月二十八日に答弁書を受領した(以下、「前回答弁書」という)。「前回答弁書」において、内閣は実質的に答弁を拒否しているところ、再度質問する。

一 政府機関が存在自体を秘匿する区分の文書を作成することは認められるか。認められるとするならば、その法令上の根拠を明らかにされた

い。

二 外務省が存在自体を秘匿する部内連絡においては、外務省の省益を擁護するとの観点から、内閣総理大臣官邸にとつて不都合な情報について

て在外公館と外務本省の間での通信に用いられているのではないか。

三 部内連絡の存在は、外務大臣、外務副大臣、外務大臣政務官に対しても秘匿されているのではないか。

四 部内連絡の存在は、外務省職員でも一部幹部と電信官にしか知らされていないのではないか。

五 一九九七年から二〇〇二年の間に欧州局長が主管する部内連絡の写しが国会議員に対して渡されたことがあるか。

六 「前回答弁書」において、部内連絡に関する答弁を「外務省の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、外務省として、お答ええることは差し控えた。」との理由で拒否しているが、「外務省の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」とは具体的に何を意味するか。

七 「前回答弁書」における政府の回答拒否は国民の知る権利を侵害するものではないか。

右質問する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省の部内連

絡に関する再質問に対する答弁書

一 各府省においては、文書管理規則等に基づき、文書が存在しているか否かを対外的に明らかにするだけで事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある文書も含め、事務の遂行に必要な文書の作成等を行つてゐるところである。

二 から五までについて

外務省が館長符号を設けている法令上の根拠を明らかにされたい。

三 外務省が館長符号を設けている法令上の根拠を明らかにされたい。

四 外務省が館長符号を設けている法令上の根拠を明らかにされたい。

五 内閣衆質一六四第一九一号

平成十八年四月七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省の館長符号に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

外務省の館長符号に関する質問主意書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省の館長符

号に関する質問に対する答弁書

一 外務省が館長符号という区分の電報が存在す

ると承知するが、どのように用いられて

いるのか。

二 外務省が館長符号を設けている法令上の根拠を明らかにされたい。

三 外務省が館長符号を設けている法令上の根拠を明らかにされたい。

四 外務省が館長符号を設けている法令上の根拠を明らかにされたい。

五 内閣衆質一六四第一九二号

平成十八年三月二十九日提出

質問 第一九二号

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省の館長符

号に関する質問に対する答弁書

一 及び二について

館長符号は、一般に、外務省設置法(平成十一年法律第九十四号)に規定する外務省の所掌事務を遂行するに際し、外務本省と在外公館本人との間で連絡を行う必要がある場合に用いられる。

二 外務省が館長符号を設けている法令上の根拠を明らかにされたい。

三 外務省が館長符号を設けている法令上の根拠を明らかにされたい。

四 外務省が館長符号を設けている法令上の根拠を明らかにされたい。

五 内閣衆質一六四第一五八号

平成十八年三月二十九日提出

質問 第一九二号

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省の館長符

号に関する質問に対する答弁書

一 及び二について

館長符号は、一般に、外務省設置法(平成十一年法律第九十四号)に規定する外務省の所掌事務を遂行するに際し、外務本省と在外公館本人との間で連絡を行う必要がある場合に用いられる。

二 外務省が館長符号を設けている法令上の根拠を明らかにされたい。

三 外務省が館長符号を設けている法令上の根拠を明らかにされたい。

四 外務省が館長符号を設けている法令上の根拠を明らかにされたい。

五 内閣衆質一六四第一五八号

平成十八年三月二十九日提出

質問 第一九二号

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省の館長符

号に関する質問に対する答弁書

一 及び二について

館長符号は、一般に、外務省設置法(平成十一年法律第九十四号)に規定する外務省の所掌事務を遂行するに際し、外務本省と在外公館本人との間で連絡を行う必要がある場合に用いられる。

二 外務省が館長符号を設けている法令上の根拠を明らかにされたい。

三 外務省が館長符号を設けている法令上の根拠を明らかにされたい。

四 外務省が館長符号を設けている法令上の根拠を明らかにされたい。

五 内閣衆質一六四第一五八号

平成十八年三月二十九日提出

質問 第一九二号

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省の館長符

号に関する質問に対する答弁書

一 及び二について

館長符号は、一般に、外務省設置法(平成十一年法律第九十四号)に規定する外務省の所掌事務を遂行するに際し、外務本省と在外公館本人との間で連絡を行う必要がある場合に用いられる。

二 外務省が館長符号を設けている法令上の根拠を明らかにされたい。

三 外務省が館長符号を設けている法令上の根拠を明らかにされたい。

四 外務省が館長符号を設けている法令上の根拠を明らかにされたい。

五 内閣衆質一六四第一五八号

平成十八年三月二十九日提出

質問 第一九二号

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省の館長符

号に関する質問に対する答弁書

一 及び二について

館長符号は、一般に、外務省設置法(平成十一年法律第九十四号)に規定する外務省の所掌事務を遂行するに際し、外務本省と在外公館本人との間で連絡を行う必要がある場合に用いられる。

二 外務省が館長符号を設けている法令上の根拠を明らかにされたい。

三 外務省が館長符号を設けている法令上の根拠を明らかにされたい。

四 外務省が館長符号を設けている法令上の根拠を明らかにされたい。

五 内閣衆質一六四第一五八号

平成十八年三月二十九日提出

質問 第一九二号

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省の館長符

号に関する質問に対する答弁書

一 及び二について

館長符号は、一般に、外務省設置法(平成十一年法律第九十四号)に規定する外務省の所掌事務を遂行するに際し、外務本省と在外公館本人との間で連絡を行う必要がある場合に用いられる。

二 外務省が館長符号を設けている法令上の根拠を明らかにされたい。

三 外務省が館長符号を設けている法令上の根拠を明らかにされたい。

四 外務省が館長符号を設けている法令上の根拠を明らかにされたい。

五 内閣衆質一六四第一五八号

平成十八年三月二十九日提出

質問 第一九二号

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省の館長符

号に関する質問に対する答弁書

一 及び二について

館長符号は、一般に、外務省設置法(平成十一年法律第九十四号)に規定する外務省の所掌事務を遂行するに際し、外務本省と在外公館本人との間で連絡を行う必要がある場合に用いられる。

二 外務省が館長符号を設けている法令上の根拠を明らかにされたい。

三 外務省が館長符号を設けている法令上の根拠を明らかにされたい。

四 外務省が館長符号を設けている法令上の根拠を明らかにされたい。

五 内閣衆質一六四第一五八号

平成十八年三月二十九日提出

質問 第一九二号

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省の館長符

号に関する質問に対する答弁書

一 及び二について

館長符号は、一般に、外務省設置法(平成十一年法律第九十四号)に規定する外務省の所掌事務を遂行するに際し、外務本省と在外公館本人との間で連絡を行う必要がある場合に用いられる。

二 外務省が館長符号を設けている法令上の根拠を明らかにされたい。

三 外務省が館長符号を設けている法令上の根拠を明らかにされたい。

四 外務省が館長符号を設けている法令上の根拠を明らかにされたい。

五 内閣衆質一六四第一五八号

平成十八年三月二十九日提出

質問 第一九二号

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省の館長符

号に関する質問に対する答弁書

一 及び二について

館長符号は、一般に、外務省設置法(平成十一年法律第九十四号)に規定する外務省の所掌事務を遂行するに際し、外務本省と在外公館本人との間で連絡を行う必要がある場合に用いられる。

二 外務省が館長符号を設けている法令上の根拠を明らかにされたい。

三 外務省が館長符号を設けている法令上の根拠を明らかにされたい。

四 外務省が館長符号を設けている法令上の根拠を明らかにされたい。

五 内閣衆質一六四第一五八号

平成十八年三月二十九日提出

質問 第一九二号

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省の館長符

号に関する質問に対する答弁書

一 及び二について

館長符号は、一般に、外務省設置法(平成十一年法律第九十四号)に規定する外務省の所掌事務を遂行するに際し、外務本省と在外公館本人との間で連絡を行う必要がある場合に用いられる。

二 外務省が館長符号を設けている法令上の根拠を明らかにされたい。

三 外務省が館長符号を設けている法令上の根拠を明らかにされたい。

四 外務省が館長符号を設けている法令上の根拠を明らかにされたい。

五 内閣衆質一六四第一五八号

平成十八年三月二十九日提出

質問 第一九二号

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省の館長符

号に関する質問に対する答弁書

一 及び二について

館長符号は、一般に、外務省設置法(平成十一年法律第九十四号)に規定する外務省の所掌事務を遂行するに際し、外務本省と在外公館本人との間で連絡を行う必要がある場合に用いられる。

二 外務省が館長符号を設けている法令上の根拠を明らかにされたい。

三 外務省が館長符号を設けている法令上の根拠を明らかにされたい。

四 外務省が館長符号を設けている法令上の根拠を明らかにされたい。

五 内閣衆質一六四第一五八号

平成十八年三月二十九日提出

質問 第一九二号

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省の館長符

号に関する質問に対する答弁書

一 及び二について

館長符号は、一般に、外務省設置法(平成十一年法律第九十四号)に規定する外務省の所掌事務を遂行するに際し、外務本省と在外公館本人との間で連絡を行う必要がある場合に用いられる。

二 外務省が館長符号を設けている法令上の根拠を明らかにされたい。

三 外務省が館長符号を設けている法令上の根拠を明らかにされたい。

四 外務省が館長符号を設けている法令上の根拠を明らかにされたい。

五 内閣衆質一六四第一五八号

平成十八年三月二十九日提出

質問 第一九二号

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省の館長符

号に関する質問に対する答弁書

一 及び二について

館長符号は、一般に、外務省設置法(平成十一年法律第九十四号)に規定する外務省の所掌事務を遂行するに際し、外務本省と在外公館本人との間で連絡を行う必要がある場合に用いられる。

二 外務省が館長符号を設けている法令上の根拠を明らかにされたい。

三 外務省が館長符号を設けている法令上の根拠を明らかにされたい。

四 外務省が館長符号を設けている法令上の根拠を明らかにされたい。

五 内閣衆質一六四第一五八号

平成十八年三月二十九日提出

質問 第一九二号

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省の館長符

号に関する質問に対する答弁書

一 及び二について

館長符号は、一般に、外務省設置法(平成十一年法律第九十四号)に規定する外務省の所掌事務を遂行するに際し、外務本省と在外公館本人との間で連絡を行う必要がある場合に用いられる。

二 外務省が館長符号を設けている法令上の根拠を明らかにされたい。

三 外務省が館長符号を設けている法令上の根拠を明らかにされたい。

四 外務省が館長符号を設けている法令上の根拠を明らかにされたい。

五 内閣衆質一六四第一五八号

平成十八年三月二十九日提出

質問 第一九二号

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省の館長符

号に関する質問に対する答弁書

一 及び二について

館長符号は、一般に、外務省設置法(平成十一年法律第九十四号)に規定する外務省の所掌事務を遂行するに際し、外務本省と在外公館本人との間で連絡を行う必要がある場合に用いられる。

二 外務省が館長符号を設けている法令上の根拠を明らかにされたい。

三 外務省が館長符号を設けている法令上の根拠を明らかにされたい。

四 外務省が館長符号を設けている法令上の根拠を明らかにされたい。

五 内閣衆質一六四第一五八号

平成十八年三月二十九日提出

質問 第一九二号

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省の館長符

号に関する質問に対する答弁書

一 及び二について

館長符号は、一般に、外務省設置法(平成十一年法律第九十四号)に規定する外務省の所掌事務を遂行するに際し、外務本省と在外公館本人との間で連絡を行う必要がある場合に用いられる。

二 外務省が館長符号を設けている法令上の根拠を明らかにされたい。

三 外務省が館長符号を設けている法令上の根拠を明らかにされたい。

四 外務省が館長符号を設けている法令上の根拠を明らかにされたい。

五 内閣衆質一六四第一五八号

平成十八年三月二十九日提出

</div

外務省在外職員の健康管理休暇に関する第三回質問主意書

記案件については、平成十八年三月七日に質問主意書を提出し、内閣から同年同月十七日に答弁書を受領した。更に同年同月二十日に再質問主意書を提出し、同年同月二十八日に答弁書を受領した。これらを踏まえた上で再度質問する。

一 観光地の定義如何。

二 ソロモン、フィジー、ミクロネシアを外務省は観光地と認識しているか。

三 在ソロモン日本国大使館、在フィジー日本国大使館、在ミクロンネシア日本国大使館、在シンガポール日本国大使館、在ホノルル日本国総領事館の所在地における気温、湿度等の気象データを明らかにされたい。

四 在ソロモン日本国大使館、在フィジー日本国大使館、在ミクロンネシア日本国大使館からの現地の自然環境、衛生環境、社会環境等が厳しいことについての直近の報告の内容を明らかにされたい。

五 政府は四の報告は現地の実状を正確に反映するものと認識しているか。

六 外務省として在ソロモン日本国大使館、在フィジー日本国大使館、在ミクロンネシア日本国大使館を健康管理休暇の対象から除外する考えはないか。

右質問する。

内閣衆質一六四第一九二号

平成十八年四月七日

衆議院議長 河野 洋平殿 内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省在外職員の健康管理休暇に関する第三回質問に対する答弁書

〔別紙〕

一について
一般に、観光地とは、名勝、史跡、温泉等には、多くの観光客が集まる土地を意味するものと承知している。

二について
特定の土地が観光地であるかどうかについては、様々な見方があり得ることから、外務省として一概にお答えすることは困難である。

三について
御指摘の在外公館の所在地においては、いずれも年間平均気温は二十五度ないし二十八度程度であり、年間平均湿度は七十パーセントないし八десятパーセント程度であると承知している。

四及び五について

在ソロモン日本国大使館、在フィジー日本国大使館及び在ミクロンネシア日本国大使館からは、劣悪な医療事情を含め、現地事情に関する様々な報告がなされており、外務省としては、これらの現地報告、三について述べた気象データ等を踏まえて、これらの大使館に勤務する在外職員が健康管理休暇を取得できることとしている。

六について

外務省としては、在ソロモン日本国大使館及び在ミクロンネシア日本国大使館を健康管理休暇の対象から除外するといわれていたが、第九次群の派遣期間はい

本国大使館に勤務する在外職員が健康管理休暇を取得できることとしていることは、これらの職員の勤務地が三について及び五についてで述べた熱帯性の気候や医療事情等にかんがみて、自然環境、衛生環境、社会環境等が厳しい勤務地であると認められることから、妥当であると考えている。

本國大使館に勤務する在外職員が健康管理休暇を取得できることとしていることは、これらの職員の勤務地が三について及び五についてで述べた熱帯性の気候や医療事情等にかんがみて、自然環境、衛生環境、社会環境等が厳しい勤務地であると認められることから、妥当であると考えている。

三 派遣されている第八次群は、いかなる活動をしていたのか。また今次派遣される第九次群はいかなる活動をするのか、具体的に明示されたい。

四 東部方面隊は、東京都練馬区に司令部を置く第一師団、群馬県相馬原の第十二旅団、千葉県習志野の第一空挺団などで編成されているが、第九次群は総勢何人で編成されたのか。総数といふ部隊、駐屯地別の人數を明示されたい。

平成十八年三月三十日提出

質問 第一九三号

第九次イラク復興支援群の派遣命令に関する質問主意書

提出者 保坂 展人

第九次イラク復興支援群の派遣命令に関する質問主意書

防衛庁長官額賀福志郎氏は、去る一月二〇日、陸上自衛隊東部方面隊に対し、イラク支援特措法（通称）に基づき、第九次イラク復興支援群の派遣命令を出した。

しかしこのような新たな派遣について、政府はその実態を明らかにしていない。今回で九回目にもなる自衛隊のかかる海外展開は、世界から注目されるとともに莫大な国費を費消している。

日本政府は国民に対し、真摯かつ誠実に説明責任を果たすべきである。政府が自衛隊のイラク派遣についての全貌を明らかにすることを求め、質問するものである。

派遣命令書があれば、その内容を詳細に明らかにされたい。

八 イラク全土は、アメリカ軍が使用した劣化ウ

ラン弾による放射能汚染がはげしいといわれて

的権利に関する国際規約第二十七条で規定された少数民族であると政府は認識しているか。右質問する。

内閣衆質一六四第一九四层
平成十八年四月七日

衆議院議長 河野 洋平殿
内閣総理大臣 小原綱一郎
衆議院議員 鈴木宗男君提出民族の定義に関する
再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

国際民間航空条約第五十六条の改正に関する千九百八十九年十月六日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求める。 条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を

国際民間航空条約第五十六条の改正に関する
千九百八十九年十月六日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認
を求めるの件

このため、千九百四十四年十二月七日にシカゴで作成された国際民間航空条約を改正する」とが必要であると考えて、

(g) 当該議定書の効力発生の日の後に当該議定書を批准する締約国については、当該議定書が、当該締約国が国際民間航空機関に批准書を寄託した日に効力を生ずること。

別編

支那の通商貿易金本位の思想が日本政府の政策に影響する再質問に対する答弁書

御指摘の市民的及び政治的権利に関する国際規約（昭和五十四年条約第七号。以下「規約」という。）において、「民族」の定義についての規定はない。アイヌの人々については、独自の言語及び宗教を有し、文化の独自性を保持していること等から、規約第二十七条にいう「少数民族」に該当すると考えられる。

国際民間航空条約第五十六条の改正に関する
一千九百八十九年十月六日にモントリオールで
署名された議定書の締結について承認を求める

右
国会に提出する。

内閣総理大臣 小泉純一郎

いてその第二十七回会期として会合し、航空委員会の委員の数を増加することが締約国の一的な希望であることに留意し、航空委員会の委員の数を十五から十九に増加することが適當であると考え、

この議定書は、国際民間航空機関の航空委員会の委員の数を増加するため、国際民間航空条約の該当規定を改正することを内容とするものである。我が国がこの議定書を締結することは、同機関における国際協力を増進する見地から有意義であると認められる。よって、この議定書を締結することといたしたい。これが、この案件を提出することである。

このため、千九百四十四年十二月七日にシカゴで作成された国際民間航空条約を改正することが必要であると考えて、
次の決定を行う。

1　国際民間航空条約第九十四条(a)の規定に従
い、同条約の次の改正案を承認する。

「第五十六条中「十五人の委員」を「十九人の委
員」に改める。」

国際民間航空条約第九十四条(a)の規定に従

以上の証拠として、国際民間航空機関の総会の第三十七回国会期の議長及び事務局長は、総会から委任を受けて、この議定書に署名する。

千九百八十九年十月六日にモントリオールで、
ひとしく正文である英語、フランス語、ロシア語
及びスペイン語により本書一通を作成した。この
議定書は、国際民間航空機関に寄託しておくもの
とし、同機関の事務局長は、千九百四十四年十二
月七日にシカゴで作成された国際民間航空条約の
すべての締約国に対しその認証謄本を送付する。

総会第二十七回会期議長 A・アレグリア

卷之三

国際民間航空条約第五十六条の改正に関する
一九八九年十月六日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

総会

理事会

財政委員会

事務局

補助機関

(a)

(b)

(c)

(d)

(e)

(a) 総会は、基本的な内部機関であつて、この条約別段の定めがある場合又は総会が他の内部機関に委任する場合を除くほか、機関のすべての権限を有する。

(b) 総会は、すべての加盟国で構成する。

(c) 総会は、三年ごとに通常会合を開催する。

(d) 総会の要請により、加盟国の過半数の承認を得ることを条件として、臨時会合を開催することができる。

(e) 総会の会合の定足数は、加盟国の過半数とする。

(f) 総会の任務は、次のとおりとする。

(g) 総会は、いすれかの加盟国、理事会又は事務局長の要請により、加盟国の過半数と得ることを条件として、臨時会合を開催することができる。

(h) 総会は、いすれかの加盟国で構成する。

(i) 総会は、少なくとも年一回会合する。

(j) 理事会が総会に提出した報告を検討すること。

(k) 機関の全般的な政策、戦略及び事業計画を決定すること。

(l) 理事会が総会に提出した報告を検討する

こと。

(m) 加盟国、理事会又は事務局長が総会に提出した意見及び勧告を検討すること。

(n) 加盟国、理事会又は事務局長が総会に提出した提案を決定すること。

(o) 支出を検査し、決算報告を承認し、及び機関の財政上の措置を決定すること。

(p) 機関の三年ごとの予算を承認すること。

(q) 実務上の業務について決定すること。

(r) 機関の権限内のその他の事項について決定すること。

(s) 総会が委任する任務を遂行すること。

(t) 総会が決定した戦略、事業計画及び財政上の措置の範囲内で機関の活動を調整すること。

(u) 総会の各通常会合において、機関の事業について報告すること。

(v) 事務局長の支援を得て、総会が採択する一般的な戦略及び事業計画に関する提案を作成すること。

(w) 事務局長が作成する会計報告及び予算見積りを検討し、予算見積りの計画的な配分に関する意見及び勧告を付して承認のためこれを総会に提出すること。

(x) 事務局長が提出する提案を検討し、次のいずれかのことを行うこと。

(y) 総会の決定が必要なすべての事項については、総会に付託すること。

(z) 必要と認める場合には、補助機関に再び付託すること。

(aa) 採択のため通信によって加盟国に付託すること。

(bb) 補助機関の設置について総会に提案すること。

(cc) 機関と他の組織との間の協定案を検討し、承認を得るためこれを総会に提出すること。

(dd) 機関の活動について加盟国に対し常時通報すること。

しない。

(ee) 理事会の任務は、次のとおりとする。

(ff) 議長及び副議長を選出すること。議長及び副議長の任期は、総会の次の通常会合が終了する時までとする。

(gg) 総会が委任する任務を遂行すること。

(hh) 総会が決定した戦略、事業計画及び財政上の措置の範囲内で機関の活動を調整すること。

(ii) 総会の会合と会合との間に於いて、総会が決定した戦略、事業計画及び財政上の措置の範囲内で機関の活動を調整すること。

(jj) 総会が委任する任務を遂行すること。

(kk) 総会が決定した戦略、事業計画及び財政上の措置の範囲内で機関の活動を調整すること。

(ll) 総会が委任する任務を遂行すること。

(mm) 総会が決定した戦略、事業計画及び財政上の措置の範囲内で機関の活動を調整すること。

(nn) 総会が決定した戦略、事業計画及び財政上の措置の範囲内で機関の活動を調整すること。

(oo) 総会が決定した戦略、事業計画及び財政上の措置の範囲内で機関の活動を調整すること。

(pp) 総会が決定した戦略、事業計画及び財政上の措置の範囲内で機関の活動を調整すること。

(qq) 総会が決定した戦略、事業計画及び財政上の措置の範囲内で機関の活動を調整すること。

(rr) 総会が決定した戦略、事業計画及び財政上の措置の範囲内で機関の活動を調整すること。

(ss) 総会が決定した戦略、事業計画及び財政上の措置の範囲内で機関の活動を調整すること。

(tt) 総会が決定した戦略、事業計画及び財政上の措置の範囲内で機関の活動を調整すること。

(uu) 総会が決定した戦略、事業計画及び財政上の措置の範囲内で機関の活動を調整すること。

(vv) 総会が決定した戦略、事業計画及び財政上の措置の範囲内で機関の活動を調整すること。

(ww) 総会が決定した戦略、事業計画及び財政上の措置の範囲内で機関の活動を調整すること。

(xx) 総会が決定した戦略、事業計画及び財政上の措置の範囲内で機関の活動を調整すること。

(yy) 総会が決定した戦略、事業計画及び財政上の措置の範囲内で機関の活動を調整すること。

(zz) 総会が決定した戦略、事業計画及び財政上の措置の範囲内で機関の活動を調整すること。

(aa) 総会が決定した戦略、事業計画及び財政上の措置の範囲内で機関の活動を調整すること。

(bb) 総会が決定した戦略、事業計画及び財政上の措置の範囲内で機関の活動を調整すること。

(cc) 総会が決定した戦略、事業計画及び財政上の措置の範囲内で機関の活動を調整すること。

(dd) 総会が決定した戦略、事業計画及び財政上の措置の範囲内で機関の活動を調整すること。

(ee) 総会が決定した戦略、事業計画及び財政上の措置の範囲内で機関の活動を調整すること。

(ff) 総会が決定した戦略、事業計画及び財政上の措置の範囲内で機関の活動を調整すること。

(gg) 総会が決定した戦略、事業計画及び財政上の措置の範囲内で機関の活動を調整すること。

(hh) 総会が決定した戦略、事業計画及び財政上の措置の範囲内で機関の活動を調整すること。

第七条

条約第七条を次のように改める。

(i) 財政委員会は、すべての加盟国に開放され、各加盟国は、それぞれ一の票を有する。

(ii) 各加盟国は、原則として総会の通常会合の際に招集するものとし、適当な場合には、追加の会合を招集することができるとする。

(iii) 財政委員会については、原則として総会の通常会合の際に招集するものとし、適当な場合には、追加の会合を招集することができるとする。

(iv) 財政委員会は、議長及び副議長を選出する。

(v) 財政委員会は、事務局長が作成する会計報告、予算見積り及び運営上の事項について報告すること。

(vi) 財政委員会は、議長及び副議長を選出する。

(vii) 財政委員会は、議長及び副議長を選出する。

(viii) 財政委員会は、議長及び副議長を選出する。

(ix) 財政委員会は、議長及び副議長を選出する。

(x) 財政委員会は、議長及び副議長を選出する。

(xi) 財政委員会は、議長及び副議長を選出する。

(xii) 財政委員会は、議長及び副議長を選出する。

(xiii) 財政委員会は、議長及び副議長を選出する。

(xiv) 財政委員会は、議長及び副議長を選出する。

(xv) 財政委員会は、議長及び副議長を選出する。

(xvi) 財政委員会は、議長及び副議長を選出する。

(xvii) 財政委員会は、議長及び副議長を選出する。

(xviii) 財政委員会は、議長及び副議長を選出する。

(xix) 財政委員会は、議長及び副議長を選出する。

(xx) 財政委員会は、議長及び副議長を選出する。

(xxi) 財政委員会は、議長及び副議長を選出する。

(xxii) 財政委員会は、議長及び副議長を選出する。

(xxiii) 財政委員会は、議長及び副議長を選出する。

(xxiv) 財政委員会は、議長及び副議長を選出する。

(xxv) 財政委員会は、議長及び副議長を選出する。

(xxvi) 財政委員会は、議長及び副議長を選出する。

(xxvii) 財政委員会は、議長及び副議長を選出する。

(xxviii) 財政委員会は、議長及び副議長を選出する。

(xxix) 財政委員会は、議長及び副議長を選出する。

第七条

官報 (号外)

<p>(e) 事務局長は、この条約、総会又は理事会が委任するその他の任務を遂行する。</p> <p>(f) 事務局長、部長及び職員は、その任務の遂行に当たり、いかなる加盟国からも又は機関外のいかなる当局からも指示を求め、又は受けたはならない。事務局長、部長及び職員は、その国際公務員としての地位と両立しないいかなる行動も慎まなければならない。各加盟国は、事務局長、部長及び職員の責任の専ら国際的な性質を尊重すること並びにこれらの者がその責任を果たすに当たつてこれらの方に影響を及ぼさないことを約束する。</p>
<p>第九条 条約第九条を次のように改める。</p> <p>第九条 コンセンサス方式によつて決定することができない場合には、次の規定を適用する。</p> <p>(a) この条約に別段の定めがある場合を除くほか、各加盟国は、一の票を有する。</p> <p>(b) 事務局長及び部長の選出においては、各加盟国は、自國の保有する船舶のトン数に基づいて設定された等級に応じて定められる数の票を有する。</p> <p>(c) この条約に別段の定めがある場合を除くほか、決定は、出席し、かつ、投票する加盟国の単純多数による議決で行うものとし、投票が可否同数である場合には、議長が決定を行う。</p> <p>(d) 機関の政策又は財政に関する事項（一般規則及び財政規則の改正を含む。）についての決定は、出席し、かつ、投票する加盟国</p>
<p>(e) 及び(d)並びに第二十一条(b)に関し、「出席し、かつ、投票する加盟国」とは、出席し、かつ、賛成票又は反対票を投する加盟国をいう。投票を棄権した加盟国は、投票を行わなかつたものとみなす。</p> <p>(f) 第六条(g)の規定に従つて加盟国に付託された場合には、決定は、投票した加盟国の過半数による議決で行う。ただし、すべての加盟国の少なくとも三分の一の賛成票を必要とする。</p>
<p>第十条 条約第十条を次のように改める。</p> <p>第十条 機関は、その権限内の事項に関し、国際機関であつてその利益及び活動が機関の目的に関連のあるものと協力することができる。</p> <p>第十一條 条約第十一條を次のように改める。</p> <p>第十一條 機関の運営に関する細目は、一般規則及び財政規則で定める。これらの規則は、この条約に添付するが、この条約の不可分の一部を成すものではない。この条約と一般規則又は財政規則とが抵触する場合には、この条約が優先する。</p>
<p>第十二条 条約第十三条を次のように改める。</p> <p>第十二条 機関は、法人格を有する。機関は、加盟国が同意を得ることを条件として、当該加盟国の領域において、機関の任務を遂行し、かつ、その</p>
<p>目的を達成するために必要な特権及び免除を享受する。</p> <p>第十三条 条約第十四条(a)中「会計委員会」を「加盟国」に改める。</p> <p>第十四条 条約第十五条规定を次のように改める。</p> <p>第十五条 条約第十六条规定を次のように改める。</p> <p>第十六条 条約第十五条规定を次のように改める。</p> <p>第十七条 条約第二十条を次のように改める。</p> <p>第十八条 条約第十九条を次のように改める。</p> <p>第十九条 (a) この条約は、国際連合加盟国である国による加入のために開放しておく。この条約は、当該国については、その加入書が寄託者に寄託された日に効力を生ずるものとし、寄託者は、その旨を事務局長及び機関のすべての加盟国に通報する。</p> <p>(b) 国際連合加盟国でない国は、寄託者に対しこの条約への加入の申請を行い、かつ、当該申請が機関の加盟国の三分の二以上によつて承認される場合に限り、この条約に加入することができる。この条約は、当該国について承認される場合には、その加入書が寄託者に寄託された日に効力を生ずるものとし、寄託者は、その旨を事務局長及び機関のすべての加盟国に通報する。</p>

第二十一条

(a) いずれの加盟国も、この条約の改正を提案することができる。改正案は、総会の次の会合の少なくとも六箇月前に事務局長に送付する。

(b) 改正案は、総会が審議するものとし、出席し、かつ、投票する加盟国の三分の二以上の多数による議決で決定する。改正案が総会によつて承認された場合には、機関の事務局長は、これをすべての加盟国に送付するよう寄託者に要請する。

(c) 改正は、寄託者が加盟国の三分の二からその改正に拘束されることについて同意する旨の通告を受領した後三箇月で、すべての加盟国について効力を生ずる。

第十九条

条約第二十二条を次のように改める。

第二十二条

この条約の効力発生後五年の期間が経過した後は、いずれの締約国も、寄託者に対して少なくとも一年前に通告を行うことにより、この条約を廃棄することができる。廃棄は、通告の期間が満了した年の翌年の一月一日に効力を生ずるものとし、また、当該国が機関の加盟国として有したすべての権利及び利益の放棄を伴うものとする。

第二十条

第十三回及び第十五回国際水路会議において採択された改正であつて、条約第二十二条の規定に従つて効力を生じていないものは、今後効力を生じない。

第一条から第二十条までに規定する改正は、条

約第二十二条の規定に従い寄託者が加盟国の三分の二から承認の通告を受領した後三箇月で、すべての締約国について効力を生ずる。

国際水路機関条約の改正議定書の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

国際水路機関(以下「機関」という。)は、海図等の水路図誌を通じて、全世界の航海を一層容易かつ安全にすることに貢献することを目的に、昭和四十二年に作成された国際水路機関条約(以下「条約」という。)に基づき設立された国際機関である。近年、急速な情報技術の進展により航海用電子海図が登場する等、水路業務を巡る状況は急速に変化している。このような変化に対応するため、機関をより柔軟かつ迅速な意思決定が可能な近代的な組織とすることが求められたことから、平成十七年四月、モナコで開催された第三回臨時国際水路会議において、条約を改正することを内容とする本改正議定書が採択された。

二 本件の議決理由

本改正議定書は、機関の意思決定の迅速化を図るため、組織改正等を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 機関は、水路に関するデータ、業務及び技術等に関する国際基準を確立し、その発展を促進し、これらの一基準の使用に関して最大限の統一を達成すること等を目的とする。
- 2 機関の内部機関として、総会、理事会、財政委員会、事務局及び補助機関を置くこと。
- 3 すべての加盟国で構成される総会は、三年

ことに通常会合を開催し、機関の全般的な政策、戦略及び事業計画を決定すること等を任務とすること。

4 理事会は、原則として加盟国の四分の一で構成され、総会の会合と会合との間において機関の活動を調整すること等を任務とすること。

5 財政委員会は、すべての加盟国に開放され、機関の予算見積り等を検討し、意見及び勧告を総会に表明することを任務とすること。

6 事務局は事務局長、部長等によって構成され、機関の予算見積り等を作成し、財政委員会及び理事会に提出すること等を任務とすること。

7 機関における意思決定が、コンセンサス方式によって決定することができない場合は、改正議定書の規定による手続によること。

なお、本改正議定書は、寄託者が加盟国三分の二から承認の通告を受領した後三箇月で、すべての加盟国について効力を生ずることになつてゐる。

よつて政府は、本改正議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

この改正は、国際海上交通の簡易化に関する事項を審議する簡易化委員会を国際海事機関の正式な委員会として設置することを目的とするものである。我が国がこの改正を承諾してその早期発効に寄与することは、国際海上交通の一層の簡易化及び海運業の安定的な発展に貢献するとの見地から有意義であると認められる。よつて、この改正を受諾することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

平成十八年四月七日

外務委員長 原田 義昭
衆議院議長 河野 洋平殿

国際海事機関条約の改正(簡易化委員会の設置)の受諾について承認を求めるの件

右報告する。

平成十八年二月二十四日
内閣総理大臣 小泉純一郎

国会に提出する。

国際海事機関条約の改正(簡易化委員会の設置)の受諾について承認を求めるの件

国際海事機関条約の改正(簡易化委員会の設置)の受諾について承認を求めるの件

国際海事機関条約の改正(簡易化委員会の設置)の受諾について承認を求めるの件

国際海事機関条約の改正(簡易化委員会の設置)の受諾について承認を求めるの件

国際海事機関条約の改正(簡易化委員会の設置)の受諾について承認を求めるの件

理由

この改正は、国際海上交通の簡易化に関する事項を審議する簡易化委員会を国際海事機関の正式な委員会として設置することを目的とするものである。我が国がこの改正を承諾してその早期発効に寄与することは、国際海上交通の一層の簡易化及び海運業の安定的な発展に貢献するとの見地から有意義であると認められる。よつて、この改正を受諾することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

国際海事機関条約の改正(簡易化委員会の設置)

国際海事機関条約の一部を次のように改正する。

際海上交通の簡易化に関するものを審議するものとし、特に、次のことを行うこと。

(a) 国際海上交通の簡易化のための国際条約に

より機関に与えられる任務、特に、そのよう

な国際条約に定める措置又は規定の採択及び改正に関する任務を遂行すること。

(b) 第二十五条の規定を考慮し、簡易化委員会

は、総会若しくは理事会が要請する場合又は

同委員会の事業にとって有益であると認める

場合には、機関の目的を推進するため、他の

団体と緊密な連携関係を維持すること。

第四十九条 簡易化委員会は、次のものを理事会に提出する。

(a) 同委員会の作成した勧告及び指針

(b) 理事会の前回の会合の後における同委員会

の事業に関する報告

官報 (号外)

簡易化委員会は、少なくとも毎年一回会合するものとする。同委員会は、その役員を毎年一回選出し、かつ、その手続規則を採択する。

第五十一条

この条約に抵触する場合においても、第四十一条の規定に従つことを条件として、簡易化委員会は、国際条約又は文書により与えられた任務を行うときは、その国際条約又は文書の関連規定を遵守するものとし、特に、従うべき手順を定めた規則を遵守する。

附属書II中「第六十五条参考」を「第七十条参考」に改める。

国際海事機関条約の改正(簡易化委員会の設置)の受諾について承認を求めるの件及び同報告書

一 本件の目的及び要旨

国際海事機関(以下「機関」という。)は、国際海上交通の簡易化に関する事項を審議するため、理事会の下に簡易化委員会を設置している。しかし、同委員会は国際海事機関条約上認められた正式な委員会ではないため、専任の事務局スタッフを置けない等の制約があることから、平成三年十一月の機関の総会において、同委員会の機能を強化するための本改正が採択された。

本改正は、国際海上交通の簡易化に関する事項を審議する簡易化委員会を機関の正式な委員会として設置することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 簡易化委員会を機関の正式な委員会として設置すること。

2 簡易化委員会は、すべての加盟国で構成すること。

3 簡易化委員会は、国際海上交通の簡易化のための国際条約に定める措置又は規定の採択及び改正に関する任務を遂行すること。

4 簡易化委員会は、同委員会の作成した勧告及び指針並びに同委員会の事業に関する報告を理事会に提出すること。

なお、本改正は、機関の加盟国三分の一が受諾した後十二箇月で、すべての加盟国について効力を生ずることになつている。

よつて政府は、本改正の受諾について、日本

国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二 本件の議決理由

本改正を受諾することは、国際海上交通の一層の簡易化及び海運業の安定的な発展に貢献するとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十八年四月七日

外務委員長 原田 義昭
衆議院議長 河野 洋平殿

都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十八年二月八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

第一条 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の一部を次のように改正する。

(都市計画法の一部改正)

都市の秩序ある整備を図るために都市計画法等の一部を改正する法律

え、「整序する」を「整序し、又は環境を保全するための措置を講ずる」に改め、「将来における」の下に「一体の」を、「認められる」の下に「認められる」とする。この下に「第一項」として、「区域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町村及び都道府県都市計画審議会に対し」を削り、「ときは」の下に「都道府県に対し」を削り、「ときは」の下に「都道府県に対し」を加え、「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を削り、同条第二項中「前項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 都道府県は、準都市計画区域について、必要なと認めるときは、都市計画に関する基礎調査として、国土交通省令で定めるところにより、土地利用その他国土交通省令で定める事項に関する現況及び将来の見通しについての調査を行うものとする。

3 都道府県は、前二項の規定による基礎調査を行うため必要があると認めるときは、関係市町村に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

第八条第二項中「第七号」の下に「、第十二号

(都市緑地法第五条の規定による緑地保全地域に係る部分に限る。)を加え、同条第三項第二号二中「建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)の建築若しくは建設又はこれらの」に、「一定の区域で、当該区域の」を「区域を含み、かつ、」に改め、「状況」の下に「その他国土交通省令で定める事項に関する現況及び推移」を加

交通大臣が」とを加える。

第二十九条第一項ただし書中「限りでは」を「限りで」に改め、同項第三号中「社会福祉施設、医療施設、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による学校(大学、専修学校及び各種学校を除く。)」を「図書館」に改め、「政令で定める」を削り、「建築物」の下に「のうち開発区域及びその周辺の地域における適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がないものとして政令で定める建築物」を加え、同項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項第二号中「前項第三号から第五号まで及び第十号から第十二号まで」を「前項第三号、第四号及び第九号から第十一号まで」に改める。

第三十三条第一項第一号を次のように改める。

一 次のイ又はロに掲げる場合には、予定建築物等の用途が当該イ又はロに定める用途の制限に適合していること。ただし、都市再生特別地区の区域内において当該都市再生特別地区に定められた誘導すべき用途に適合するものにあつては、この限りでない。

イ 当該申請に係る開発区域内の土地について用途地域、特別用途地区、特定用途制限地域、流通業務地区又は港湾法第三十九条第一項の分区(以下「用途地域等」という。)が定められている場合 当該用途地域等内における用途の制限(建築基準法第十九条第二項の分区(以下「用途地域等」という。)が定められている場合

准法第四十九条第一項若しくは第二項若しくは第四十九条の二(これらの規定を「限りで」に改め、同項第三号中「社会福祉施設、医療施設、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による学校(大学、専修学校及び各種学校を除く。)」を「図書館」に改め、「政令で定める」を削り、「建築物」の下に「のうち開発区域及びその周辺の地域における適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がないものとして政令で定める建築物」を加え、同項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項第二号中「前項第三号から第五号まで及び第十号から第十二号まで」を「前項第三号、第四号及び第九号から第十一号まで」に改める。

第三十三条第一項第五号イ中「(第十二条の五第四項第二号)を若しくは開発整備促進区(いすゞも第十二条の五第五項第二号)に改め、同条第六項中「事務処理市町村」を「地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定に基づきこの節の規定により都道府県知事の権限に属する事務の全部を処理することとされた市町村(以下この節において「事務処理市町村」といいう。)」に改める。

第三十四条第一号中「当該開発区域」を「主として当該開発区域」に改め、「者」の下に「利用に供する政令で定める公益上必要な建築物又はこれらの者の」を加え、「修理等の」を「若しくは修理その他の」に改め、同条第十号を削り、同条第九号を同条第十三号とし、同条第八号の三を同条四

第十一号とし、同条第八号の二を同条第十号とし、同条第八号を同条第九号とし、同条第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、同条第四号の二を同条第五号とし、同条に次の一号を加える。

十四 前各号に掲げるもののほか、都道府県知事が開発審査会の議を経て、開発区域のは準都市計画区域内の土地に限る。)について用途地域等が定められていない場合 建築基準法第四十八条第十三項及び第六十八条の三第七項(同法第四十八条第十三項に係る部分に限る。)(これらの規定を同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定による用途の制限

第三十五条の二第四項中「前三条」を「第三十条の二に付するもの」に改め、「許可についての下に「第三十四条の二の規定は第一項の規定により国又は都道府県等が同項の許可を受けなければならない場合について」を加え、「第六号」を「第六号まで」に改める。

第三十六条第一項第一号を削り、同項第二号(開発許可の特例)

第三十七条の二 国又は都道府県、指定都市等若しくは事務処理市町村、都道府県、指定都市等若しくは事務処理市町村がその組織に加わっている一部事務組合、広域連合、全部事務組合、役場事務組合若しくは港務局若しくは都道府県、指定都市等若しくは事務処理市町村が設置団体である地方開発事業団(以下「都道府県等」という。)が行う都市計画区域若しくは準都市計画区域内における開発行為(第二十九条第一項各号に掲げる開発行為を除く。)又は都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内における開発行為(同条第二項の政令で定める規模未満の開発行為及び同項各号に掲げる開発行為を除く。)については、当該機関又は都道府県等と都道府県知事との協議が成立することをもつて、開発許可があつたものとみなす。

第三十八条の二第一項中「第十二条の五第四項第二号」を「再開発等促進区若しくは開発整備促進区(いすゞも第十二条の五第五項第二号)に、「再開発等促進区」を「ものに限る。」に改め

第三十三条第一項第五号イ中「(第十二条の五第四項第二号)を若しくは開発整備促進区(いすゞも第十二条の五第五項第二号)に改め、同条第六項中「事務処理市町村」を「地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定に基づきこの節の規定により都道府県知事の権限に属する事務の全部を処理することとされた市町村(以下この節において「事務処理市町村」といいう。)」に改める。

第三十四条第一号中「当該開発区域」を「主として当該開発区域」に改め、「者」の下に「利用に供する政令で定める公益上必要な建築物又はこれらの者の」を加え、「修理等の」を「若しくは修理その他の」に改め、同条第十号を削り、同条第九号を同条第十三号とし、同条第八号の三を同条四

第十一号の規定は都道府県知事が同項の協議を成立させる場合について、第四十七条の規定は同項の協議が成立したときについて準用する。

第三十五条の二第四項中「前三条」を「第三十条の二に付するもの」に改め、「許可についての下に「第三十四条の二の規定は第一項の規定により国又は都道府県等が同項の許可を受けなければならない場合について」を加え、「第六号」を「第六号まで」に改める。

第三十六条第一項第一号を削り、同項第二号(開発許可の特例)

第三十七条の二 国又は都道府県、指定都市等若しくは事務処理市町村、都道府県、指定都市等若しくは事務処理市町村がその組織に加わっている一部事務組合、広域連合、全部事務組合、役場事務組合若しくは港務局若しくは都道府県、指定都市等若しくは事務処理市町村が設置団体である地方開発事業団(以下「都道府県等」という。)が行う都市計画区域若しくは準都市計画区域内における開発行為(第二十九条第一項各号に掲げる開発行為を除く。)又は都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内における開発行為(同条第二項の政令で定める規模未満の開発行為及び同項各号に掲げる開発行為を除く。)については、当該機関又は都道府県等と都道府県知事との協議が成立することをもつて、開発許可があつたものとみなす。

第三十八条の二第一項中「第十二条の五第四項第二号」を「再開発等促進区若しくは開発整備促進区(いすゞも第十二条の五第五項第二号)に、「再開発等促進区」を「ものに限る。」に改め

第三十九条の二第二項中「同条第四項」の下に

都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律案及び同報告書

店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券発売場その他これらに類する用途で政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分(劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。)の床面積の合計が一万平方メートルを超えるもの

別表第二(ち)項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同表の項に次の二号を加える。

七 店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券発売場その他これらに類する用途で政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が一万平方メートルを超えるもの

別表第二に次のように加える。

(わ)	用途地域の指定のない区域(都市計画法第七条第一項に規定する市街化調整区域を除く。)内に建築してはならない建築物	劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券発売場その他これらに類する用途で政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分(劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。)の床面積の合計が一万平方メートルを超えるもの
-----	---	--

官報(号外)

第三条 駐車場法(昭和三十二年法律第百六号)の一部を次のように改正する。

第一条第四号中「第一条第一項第九号の自動車のうち、大型自動二輪車(側車付きのものを除く。)及び普通自動二輪車(側車付きのものを除く。)以外のものを「第二条第一項第九号に規定する自動車」に改める。

(駐車場法の一部改正)

第三条 駐車場法(昭和三十二年法律第百六号)の一部を次のように改正する。

第一条第四号中「第一条第一項第九号の自動車のうち、大型自動二輪車(側車付きのものを除く。)及び普通自動二輪車(側車付きのものを除く。)以外のものを「第二条第一項第九号に規定する自動車」に改める。

(駐車場法の一部改正)

第三条 駐車場法(昭和三十二年法律第百六号)の一部を次のように改正する。

第一条第四号中「第一条第一項第九号の自動車のうち、大型自動二輪車(側車付きのものを除く。)及び普通自動二輪車(側車付きのものを除く。)以外のものを「第二条第一項第九号に規定する自動車」に改める。

第四条 新住宅市街地開発法(昭和三十八年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「人口の集中の著しい」を「住宅に対する需要が著しく多い」に、「住宅地の大規模な」を「相当規模の住宅地の」に改める。

第二条の二第一号中「人口の集中に伴う」を削

それらのうちから公正な方法で選考して決定した信託会社等に対し、造成宅地等の一部を国土交通省令で定める基準に従つて信託するよう定めることができる。

一 信託に係る造成宅地等は、前項前段の政令で特別の定めをするものを除き、同項各号に掲げる要件その他処分計画で定める要件を備えた者を公募し、それらの者のうちから、処分計画で定めるところにより、公正な方法で譲受人を選定するものであること。

二 信託に係る造成宅地等の譲渡価額は、次条に規定する造成宅地等の処分価額に関する基準に従つて施行者が決定した額とするものであること。

三 第三十一条中「施行者」の下に「又は第二十三条第三項の規定により処分計画に定められた信託を受けた信託会社等(以下「特定信託会社等」という。)」を、「地方住宅供給公社」の下に「特定信託会社等」を加え、「三年以内」を「五年以内」に改め、同条ただし書きを削る。

四 第三十二条第三項中「附する」を「付する」に改め、同項同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

五 特定信託会社等による当該信託に係る造成宅地等に関する第一項の権利の設定又は移転についての同項に規定する承認は、前項の規定によるほか、当該権利の設定又は移転が第二十三条第二項各号に掲げる要件に該当するものである場合に限り、することができる。

六 第三十三条第一項中「施行者」の下に「又は特定信託会社等」を、「場合」の下に「(施行者が特

定信託会社等に信託契約に基づき当該宅地を譲り渡す場合を除く。」を加え、「つけなければ」を「付さなければ」に改め、同条第二項中「施行者」の下に「若しくは特定信託会社等」を加え、「前条第三項」を「同条第四項」に、「附されたを付された」に改める。

七 第五十四条中「十万円」を「五十万円」に改め、「付された」に改める。

八 第五十五条中「一」を「いずれかに」に、「三十万円」を「二十万円」に改め、同条第三号中「第二十二条第三項」を「第三十二条第四項」に、「附された」を「付された」に改める。

九 第五十六条中「三万円」を「二十万円」に改め、「付された」に改める。

十 第五十七条中「一」を「いずれかに」に、「一十五万円」を「二十万円」に改め、「付された」を「付された」に改める。

十一 第五十八条中「十万円」を「五十万円」に改め、「付された」に改める。

十二 第五十九条中「一」を「いずれかに」に、「一十五万円」を「二十万円」に改める。

十三 第六十一条中「公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)」の一部を次のように改め、同条ただし書きを削る。

十四 第六十二条第三項中「付する」を「付する」に改め、同項同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

十五 特定信託会社等による当該信託に係る造成宅地等に関する第一項の権利の設定又は移転についての同項に規定する承認は、前項の規定によるほか、当該権利の設定又は移転が第二十三条第二項各号に掲げる要件に該当するものである場合に限り、することができる。

十六 第六十三条第一項中「新都市基盤整備事業」に改め、同項第四号中「新都市基盤整備事業又は」を削り、同項第六号中「第一号から前号まで」を「前各号」に改め、「都市計画区域」の下に「(都市計画法第七条第一項に規定する市街化調

整区域を除く。)」を加え、「下らない規模」を「下らない範囲内」に改め、同条第二項第九号中「みたす」を「満たす」に改める。

第九条第一項中「これらの事業」の下に「(第四号に掲げる事業を除く。)」を加え、同項第三号中「もののほか、これら」を「事業」に改め、同項に次の一号を加える。

四 第六条第一項の手続により買い取られた日から起算して十年を経過した土地であつて、都市計画の変更、同項の買取りの目的とした事業の廃止又は変更その他の事由によつて、将来にわたり前三号に掲げる事業又はこれらの事業に係る代替地の用に供される見込みがないと認められるものにあつては、前三号に掲げるもののほか、次に掲げる事業

イ 都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第四十六条第一項に規定する都市再生整備計画に記載された同条第二項第三号又は第四号の事業

ロ 地域再生法(平成十七年法律第二十四号)第七条第一項に規定する認定地域再生計画に記載された同法第五条第二項第三号に改める。

第五条中「都市計画区域」の下に「又は準都市計画区域」を加える。

第三十四条第一項中「都市計画法」を「都市計画区域内の都市計画法に改め、「用途地域」の下に「が定められた土地の区域」を加える。

第四十五条第一項及び第三項中「都市計画区域」の下に「又は準都市計画区域」を加え、「市街地」を「地域」に改める。

第五十四条第一項中「都市計画区域」の下に「又は準都市計画区域」を加え、「市街地」を「地域」に改め、同条第二項中「地域」に改め、同条第二項中「市街地」を「地域」に改める。

第六十九条第一号ハ中「都市計画区域」を「主として政令で定める事業

として政令で定める事業

五 第五十五条第一項中「都市計画区域」の下に「又は準都市計画区域」を加える。

第六十九条第一号ハ中「都市計画区域」を「主として政令で定める事業

として政令で定める事業

六 第五十五条第一項中「都市計画区域」の下に「又は準都市計画区域」を加える。

第六十九条第一号ハ中「都市計画区域」を「主として政令で定める事業

として政令で定める事業

七 第五十五条第一項中「都市計画区域」の下に「又は準都市計画区域」を加える。

第六十九条第一号ハ中「都市計画区域」を「主として政令で定める事業

として政令で定める事業

八 イ又はロに掲げるもののほか、都市の健全な発展と秩序ある整備に資するものとして政令で定める事業

第三十一条第一項中「三万円」を「三十万円」に改める。

第二十二条中「一に」を「いずれかに」に、「十

万円」を「五十万円」に改める。

第三十三条中「一に」を「いずれかに」に、「三万円」を「二十万円」に改め、同条第一号中「行なつた」を行つたに改める。

第六条 都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二条)の一部を次のように改正する。
第三条第二項中「都市計画法」を「都市計画法」に改め、「都市計画区域」の下に「準都市計画区域」とは同項に規定する準都市計画区域を」を加える。

第五条中「都市計画区域」の下に「又は準都市計画区域」を加える。

第五十七条第一項第二号中「第八条第一項第三号」を「第八条第一項第一号に規定する用途地域又は同項第三号」に改め、同項第四号中「再開発等促進区」の下に「又は同条第四項に規定する開発整備促進区」を加える。

第五十八条第一項第二号中「第六項」を「第七項」に改める。

第五十九条第一項第一号中「都市計画におい

て」を「同法第十二条の四第一項第一号の地区計画で同法第十二条の五第三項に規定する再開発等促進区を定めるものに関する都市計画においてその配置及び規模がに、「同法第十二条の五

第四項第二号」を「同条第五項第二号」に改める。

第六十条 独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第二百号)の一部を次のように改める。

第六十一条 独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第二百号)の一部を次のように改める。

第六十二条 独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第二百号)の一部を次のように改める。

第六十三条 独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第二百号)の一部を次のように改める。

第六十四条 独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第二百号)の一部を次のように改める。

第六十五条 独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第二百号)の一部を次のように改める。

第六十六条 独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第二百号)の一部を次のように改める。

第六十七条 独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第二百号)の一部を次のように改める。

第六十八条 独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第二百号)の一部を次のように改める。

第六十九条 独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第二百号)の一部を次のように改める。

第七十条 独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第二百号)の一部を次のように改める。

第七十一条 独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第二百号)の一部を次のように改める。

第七十二条 独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第二百号)の一部を次のように改める。

第七十三条 独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第二百号)の一部を次のように改める。

第七十四条 独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第二百号)の一部を次のように改める。

第七十五条 独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第二百号)の一部を次のように改める。

第七十六条 独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第二百号)の一部を次のように改める。

第七十七条 独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第二百号)の一部を次のように改める。

第七十八条 独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第二百号)の一部を次のように改める。

第七十九条 独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第二百号)の一部を次のように改める。

第八十条 独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第二百号)の一部を次のように改める。

第八十一条 独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第二百号)の一部を次のように改める。

第八十二条 独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第二百号)の一部を次のように改める。

第八十三条 独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第二百号)の一部を次のように改める。

第八十四条 独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第二百号)の一部を次のように改める。

第八十五条 独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第二百号)の一部を次のように改める。

第八十六条 独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第二百号)の一部を次のように改める。

(号外)

官報

附 則
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条の規定 公布の日

二 第一条中都市計画法第十二条第四項及び第二十一条の二第二項の改正規定、第二条中建築基準法第六十条の二第三項及び第一百一条第二項の改正規定、第四条、第五条、第七条中都市再生特別措置法第三十七条第一項第二号

の改正規定並びに第八条並びに附則第六条、第七条及び第九条から第十一条までの規定

公 布 の 日 か ら 起 算 し て 三 月 を 超 え な い 範 囲 内 に お い て 政 令 で 定 め る 日

三 第一条中都市計画法第五条の二第一項及び第十三条第三項、第十五条第一項並びに第十九条第三項及び第五項の改正規定 同条第六

項を削る改正規定並びに同法第二十一条、第二十二条第一項及び第八十七条の二の改正規

定、第二条中建築基準法第六条第一項の改正規定、第三条、第六条、第七条中都市再生特

別措置法第五十一条第四項の改正規定並びに附則第三条、第四条第一項、第五条、第八条及び第十三条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める

日 (実施のための準備)

第二条 第一条の規定による改正後の都市計画法

(以下「新都市計画法」という。)第十二条の五第四項及び第十二条の十二並びに第二条の規定による改正後の建築基準法(以下「新建築基準法」)と(四)第十四条第三項及び第六十八条の三第七項及び第八項の規定の円滑な実施を確保するため、都道府県又は市町村は、都市計画法第八条第一項第一号に規定する用途地域及び建築基準法第十二条の四第一項第一号に掲げる地区計画に関する都市計画の決定又は変更のために必要な土地利用の状況に関する情報の収集及び提供その他必要な準備を行うものとする。

(都市計画法の一一部改正に伴う経過措置)

第三条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に第一条の規定による改正前の都市計画法(附則第九条において「旧都市計画法」という。)

第五条の二第一項の規定により指定されている準都市計画区域は、新都市計画法第五条の二第三号に規定により指定された準都市計画区域とみなす。

(建築基準法の一一部改正に伴う経過措置)

第四条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に第二条の規定による改正前の建築基準法第六条第一項第四号の規定により市町村長が市町村都市計画審議会(当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれていなければ、当該市町

村の存する都道府県の都道府県都市計画審議会)の意見を聴いて指定している準都市計画区域の区域は、新建築基準法第六条第一項第四号の規定により指定された準都市計画区域とみなす。

号の規定により都道府県知事が都道府県都市計画審議会の意見を聴いて指定した準都市計画区域の区域とみなす。

2 この法律の施行の際現に大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)第五条第一項又は第二十四条第一項の規定により都市計画に定められている土地区画整理促進区域又は住宅街区整備促進区域は、新建築基準法別表第二(と)項の規定にかかわらず、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第五条第一項各号又は第二十四条第一項各号に掲げる要件に該当するものとみなす。

(駐車場法の一一部改正に伴う経過措置)

第五条 特定路外駐車場(第三条の規定による改正後の駐車場法(以下「新駐車場法」という。)第二条第二号に規定する路外駐車場のうち、大型自動二輪車又は普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除く。以下この項において同じ。)の駐車のためのもの又は道路交通法(昭和三十年法律第百五号)第二条第一項第九号に規定する自動車(大型自動二輪車又は普通自動二輪車を除く。)の駐車の用に供する部分の面積が五百平方メートル未満のものをいう。)であつて附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に存するものについては、新駐車場法第十二条の規定による基準は、適用しない。附則第一条第三号に掲げる規定の施行前にその工事に着手した建築、修繕又は模様替に係る特定路外駐車場についても、同様とする。

2 前項の規定は、当該特定路外駐車場について、附則第一条第三号に掲げる規定の施行後に増築、改築、建築基準法第二条第十四号に規定する大規模の修繕又は同条第十五号に規定する

大規模の模様替を行う場合には、適用しない。

3 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域内において現に特定路外駐車場でその利用について駐車料金を徴収するものを設置している者についての新駐車場法第十二条及び第十三条の規定の適用については、新駐車場法第十二条中「あらかじめ」とあるのは、「都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第二号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から起算して三月以内に」と、新駐車場法第十二条第一項中「供用を開始しようとするときは、あらかじめその業務」とあるのは「業務」と、「当該路外駐車場の供用開始後十日以内に」とあるのは「都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から起算して三月以内に」とする。この場合において、新駐車場法第二十二条中「第十二条、第十三条第一項若しくは第四項」とあるのは、「第十二条若しくは第十三条第一項(これらは、新建築基準法第六条第一項第四号の規定を都市の秩序ある整備を図るために改正するための都市計画法等の一部を改正する法律附則第五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第十三条第四項」とする。

第六条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に都市計画に定められている新住宅市街地開発事業(新住宅市街地開発法第二条第一項に規定する新住宅市街地開発事業をいう。以下この

官報 (号外)

の条において同じ。)に係る市街地開発事業等予定区域又は新住宅市街地開発事業の施行区域は、それぞれ、第四条の規定による改正後の新住宅市街地開発法第二条の二各号又は第三条各号に掲げる条件に該当する土地の区域とみなす。

2 第四条の規定による改正前の新住宅市街地開発法第三十一条に規定する者で附則第一条第二号に掲げる規定の施行前に新住宅市街地開発事業を実行する者から建築物を建築すべき宅地を譲り受けたものの建築物を建築しなければならない期間については、なお従前の例による。同法第三十三条第一項の規定により付されている買戻しの特約に基づく買戻し権の行使についても、同様とする。

(公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に第五条の規定による改正前の公有地の拡大の推進に関する法律第四条第一項第三号の規定により、都府県知事が指定し、及び公告している土地区画整理事業で都市計画法第十条の二第一項第二号に掲げる土地区画整理促進区域内の土地についてのものは、第五条の規定による改正後の公有地の拡大の推進に関する法律第四条第一項第三号の規定により都府県知事が指定し、及び公告した土地区画整理事業とみなす。

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前に第五条の規定による改正前の公有地の拡大の推進に関する法律第四条第一項の規定によりされた届出に係る土地 第五条の規定による改正後の

公有地の拡大の推進に関する法律第四条第一項各号のいずれかに該当する土地を除く。)の買取りの協議、買取価格及び譲渡の制限については、なお従前の例による。

(都市緑地法の一部改正に伴う経過措置)

第八条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行前に第六条の規定による改正前の都市緑地法第四十七条第二項の規定による認可の公告のあった緑地協定は、第六条の規定による改正後の都市緑地法第四十七条第二項の規定による認可の公告のあつた緑地協定とみなす。

(独立行政法人都市再生機構法の一部改正に伴う経過措置)

第九条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前に第八条の規定による改正前の独立行政法人都市再生機構法第十五条第一項の規定により読み替えて適用される旧都市計画法第二十二条の二号に掲げる規定の施行の際旧都市計画法第二十二条の三の規定による案の作成又は旧都市計画法第二十二条の五第一項の規定による通知がされていないものは、新都市計画法第二十二条の二第二項の規定によりされた提案とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十条 この法律(附則第一条第二号及び第三号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこのに対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新都市計画法、新建築基準法、新駐車場法及び第六条の規定による改正後の都市緑地法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(文化財保護法の一部改正)

第十三条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第百四十三条第三項中「又は第五項」及び「又是意見の申出」を削る。

(自衛隊法の一部改正)

第十四条 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第百五十五条の二十第一項中「第四十二条第一項」を「第二十九条第一項及び第二項、第四十二条第一項、第四十三条第一項」に、「及び」を「並びに」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第十五条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十一条の十五第一項中「同条第六項第二号」を「同条第七項第二号」に改める。

(幹線道路の沿道の整備に関する法律の一部改正)

(昭和五十五年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第十一条 この附則に定めるものほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第十二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新都市計画法、新建築基準法、新駐車場法及び第六条の規定による改正後の都市緑地法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第十三条 第十二条第一項中「同条第十号」を「同条第十四号」に改める。

第十四条 第十二条第一項中「同条第十号」を「同条第十四号」に改める。

第十五条 民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十四条第一項第一号イ中「都市計画において」を「同法第十二条の四第一項第一号の地区計画で同法第十二条の五第三項に規定する再開発等促進区を定めるものに関する都市計画においてその配置及び規模が」に、「同法第十二条の五第四項第二号」を「同条第五項第二号」に改める。

(市民農園整備促進法の一部改正)

第十八条 市民農園整備促進法(平成二年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「同条第十号」を「同条第十四号」に改める。

(地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(一部改正))

第十九条 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項中「市街化区域における市街化の状況等からみて当該都市計画区域の計画的な市街化を図る上に支障がないと認められるとき」、「面積が都市計画法第三十四条第十号イの政令で定める面積を下回る場合にあっては、当該開発行為又は建築行為等が、当該土地の」及び「に限る。」を削り、同条第三項中「第三十四条第十号」を「第三十四条第十四号」に改めること。

官報(号外)

都市の秩序ある整備を図るために都市計画法等の一部を改正する法律案及び同報告書
一 議案の目的及び要旨
本案は、都市の秩序ある整備を図るために、準

都市計画区域制度の拡充、開発許可を要する開発行為の範囲の見直し、都市計画区域(市街化調整区域を除く。)及び準都市計画区域内の用途地域の指定のない区域内における建築物の建築の制限の見直し、都市計画区域(市街化調整区域を除く。)又は準都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内における建築物の建築の制限の見直し、公有地の拡大の推進に関する法律による先買いに係る土地を供することができる用途の範囲の拡大等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。	
1 都市計画法及び建築基準法の一部改正	都市の秩序ある整備を図るために、都道府県が都市計画に係る協議を行う際に関係市町村から意見の開陳等を求めることができる。
2 駐車場法の一部改正	自動車の定義に大型自動二輪車及び普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除く。)を追加すること。
3 新住宅市街地開発法の一部改正	新住宅市街地開発事業の施行区域に関する都市計画の要件に住宅需要をより厳しく審査する旨の根拠規定を追加すること。
4 公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正	新住宅市街地開発事業の施行区域に関する都市計画の要件に住宅需要をより厳しく審査する旨の根拠規定を追加すること。
5 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。	この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。
二 議案の可決理由	二 地方公共団体が行うまちづくりの実施に当たっては、良好な景観の形成に配慮するとともに、都市の持つ歴史、文化、伝統等都市の特性を活かした個性あるまちづくりが行えるよう、できる限りの措置を講ずること。
三 都道府県の準都市計画区域の指定に当たっては、中心市街地活性化法による施策と本法による施策が的確に実施されるよう、必要に応じ関係省庁間及び地方公共団体の関係部局間の緊密な連携を図ること。	二 中心市街地の活性化の実効性を確保するため、中心市街地活性化法による施策と本法による施策が的確に実施されるよう、必要に応じ関係省庁間及び地方公共団体の関係部局間の緊密な連携を図ること。
四 大規模集客施設の整備による商業等の利用の増進を図るために、開発整備を実施すべき区域を開発整備促進区として地区計画に定めること。	三 都道府県の準都市計画区域の指定に当たっては、秩序ある土地利用を図るために、農地関係部局等と連携を図ることにより、準都市計画区域制度の活用が図られるよう努めること。
五 まちづくりの推進に関し経験と知識を有する団体等を都市計画の提案権者に追加すること。	四 市町村による都市計画の決定に当たって、広域的観点からの調整が図られるよう、都道府県知事の協議及び同意に際し、関係市町村からの意見聴取など関係者からの意見反映に努めるよう周知徹底を図ること。
右報告する。	五 都市計画は地域住民による積極的なまちづくりの参加が重要であることにかんがみ、地域住民等に対し都市計画に関する知識の普及、教

平成十八年四月十一日

三〇

衆議院議長 河野 洋平殿
〔別紙〕
国土交通委員長 林 幹雄

官 報 (号 外)

育、啓蒙等に努めること。

六 社会福祉施設等の立地に当たっては、地域の実情に十分配慮すること。

七 都市における公共交通機関の役割の重要性にかんがみ、中心市街地活性化策の実施と併せて公共交通機関の一体的整備を推進すること。また、その整備に当たっては、地方公共団体、交通事業者、地域住民等が協力して実施されるよう努めること。

八 既に大規模集客施設の出店を予定している事業者もあることにかんがみ、本法の施行前に、本制度の趣旨について周知徹底し、その理解を深めるよう努めること。

九 本法の趣旨に基づき関連する事業の進捗状況の把握及び効果の測定等の事後評価を行うとともに、その結果について情報開示に努めること。

官 報 (号 外)

第明治二十二年五月三日
種郵便物認可日

平成十八年四月十一日

衆議院会議録第二十一号

発行所
二東京一〇五番四号区虎ノ門四丁目
独立行政法人国立法印刷局

電話
03 (3587) 4294

定価
(本体) 一一〇円

一一一